

## 第2章 「発達障害支援グランドデザイン Ver.2」について

発達障害のある子どもについては、早期から発達段階に応じた適切な支援を生涯にわたり行っていくことが重要である。早期発見・早期支援を具体化することについては、発達障害者支援法においても国の責務として明記されている。

本研究の先行研究として、平成18～19年度に文部科学省・厚生労働省を含む発達障害に関係する分野の研究者や行政・教育の現場の関係者の研究協力を得て、「発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究」に取り組んだ。発達障害のある子どもの早期発見・早期支援の総合的システムの構築に関する内容を中心に、研究成果として報告書を作成すると共に、「発達障害支援グランドデザイン Ver.1」を提案した。この発達障害支援グランドデザインは、発達障害児等（発達障害の可能性のある子ども一要配慮児一を含む）の自立と社会参加を実現することを目的として、国や地方自治体が行うべき早期からの一貫した総合的な支援の到達点を検討するための参考資料として考えたものである。

発達障害者支援法にも示されているように、発達障害者の早期からの支援は、教育の在り方やその後の自立や社会参加の基盤となるものである。研究を進める中で見えてきた課題をいくつか挙げてみる。まず、診断は早期であればあるほど不確実性が高くなることである。乳幼児期では、発達障害の可能性はあるが、確定診断がつきにくいグレーゾーンの子どもの割合が大きいことから、発達障害の可能性のある子どもも含めて支援の対象とする必要がある。次に、幼稚園や保育所において、発達障害の可能性に気づいていても、適切に判断することは難しい。幼稚園、保育所における障害のある子どもへの支援内容や支援体制、幼稚園、保育所に対する専門家や専門機関によるサポート体制が十分に整備されていない。また、年少であればあるほど保護者にとっては障害の受容が困難な時期でもある。保護者への適切な情報提供も含めてどう伝えるかの課題がある。

各地域における取り組みでは、母子保健から始まり、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会等の関係機関がそれぞれ支援施策を講じてきているが、各関係機関が断片的に関わっている場合が多く、発達段階に応じた生涯にわたる一貫性のある支援になっていない現状がある。整備されている社会資源は様々であり、地域による差も大きい。

学校教育においては、小学校から高等学校に至るまで、すべての学校（特別支援学校等を含む）において、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を受けることができるように、特別支援教育に係る校内体制（校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等）整備が進められている。平成15年度から文部科学省で実施している「特別支援教育体制整備状況調査」では、平成21年度は、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」については、全体で80%強の学校で実施されている。小学校では99%、中学校においては95%の学校で実施されているが、幼稚園は「校内委員会の設置」が47%、「特別支援教育コーディネーターの指名」が53%、高等学校は各々75%強の実施となっている。これらの結果は、比較できる全ての調査項目で前年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえるが、幼稚園、高等学校においてさらなる体制整備が望まれる。小・中学校においては、校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が100%に近い状況になっているが、具体的な活動や役割が機能的に実施されているかということ、地域間や学校間でかなり格差があるというのが現状である。幼稚園・小・中学校・高等学校等における特別支援教育に係る校内体制整備は、先進的に実践している地域や学校等をモデルにしながら、各幼稚園や学校の実態・実情に応じて機能的な活動を担うための体制整備を工夫していく必要がある。

特に発達障害のある子どもの後期中等教育における支援システムを考える上では、いくつかの点で小・中学校における支援の在り方とは異なった面があり、それを踏まえて検討をする必要がある。

そこで、平成20年～21年度「障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究—後期中等教育における発達障害への支援を中心として—」に取り組み、後期中等教育における課題を整理

した。後期中等教育段階にある発達障害のある子どもの状態像や心理面の状態は、小児期のそれとは異なってくる。状態像の変化から問題が軽度化したよう見え、支援の必要な子どもへの気づきや判断が難しくなる一方で、二次的障害を含め併発障害が多くなり、併発障害の方が目立つことから、発達障害の気づきや判断を難しくする場合もある。早期であればあるほど確定的な判断が困難であり、発達障害のある可能性のある子どもも含めて支援していくことが必要であるのと同様に、後期中等教育段階においても、発達障害のある可能性のある子どもを含めた支援システムを考えていく必要があると考えられる。

高等学校は、小・中学校とは異なる教育制度の上に成り立っている。全日制、定時制、通信制の課程があり、普通科、専門学科、総合学科等の学科の違いもある。在籍者数は多いが一人一人の状況を把握することの難しい通信制や、全日制や定時制においても学校によっては不登校生徒の数が多いため、発達障害等の実態を把握することの難しさがある。高等学校では、必修教科の履修により単位修得し、卒業資格を得ることを目的としていることから、小・中学校の特別支援学級や通級による指導のような特別な教育課程の編成ができない。また、思春期にある生徒は他の生徒とは異なる特別な対応に対して過敏であることも多く、個別的な指導の場の設定にも慎重な配慮を要する。個々の生徒の学びの保障については、文部科学省「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」高等学校ワーキング・グループ報告にもあるように、学校設定教科・科目における「学び直し」や自立活動的な学習内容を検討することも教育的効果が期待できると思われる。

さらに、思春期から青年期にあたる後期中等教育段階は、アイデンティティを確立する時期であり、様々な悩みや不安を抱える時期である。自己解決能力の弱さ、また、対人関係にも課題を多く抱える発達障害のある子どもにとって、気軽に相談できる人や場を確保することは重要な課題となる。このことは二次的障害や併存障害に対する適切な対応につながり、発達障害のある子どもの自立や社会参加に大きく関わることでありとされる。

これらの2つの先行研究の成果を踏まえて、発達障害のある子どもの早期からの一貫した支援システムの構築について再検討を行い、先のグランドデザインの改訂版である「発達障害支援グランドデザイン Ver.2」を作成した。作成に当たっては、早期支援の先進地域の取り組みにおける成果と課題についての情報収集、文部科学省・厚生労働省の関係者、大学等の研究者、先進地域の教育や福祉行政の関係者などから意見を参考にしながら、現行の小学校、中学校、高等学校段階の教育制度の見直しも含め、検討を進めてきた。

今回の改訂版では、早期支援が中心だった Ver.1 に後期中等教育以降まで内容を加筆、また Ver.1 の提案時から数年が経ち、行政の取り組みとして進んできた点あるいは新たに課題として見えてきた点などを見直し修正、そして行政関係者や研究者の知見等をできるだけ反映し、小項目ごとに解説を加えることにより、内容をわかりやすく整理した。

---

(笹森 洋樹)

発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために

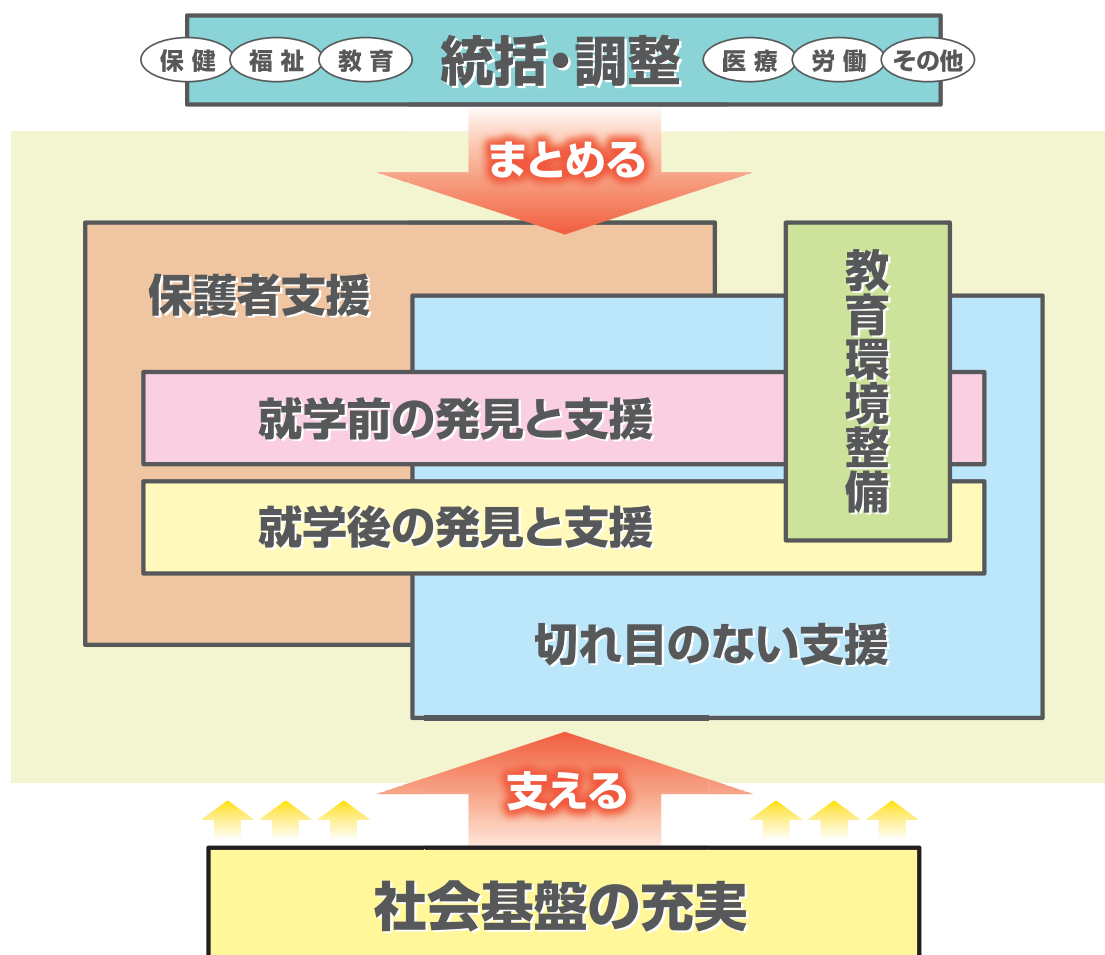
# 発達障害支援グランドデザイン

〈Ver.2 早期から後期中等教育以降に至る一貫した支援システムの構築〉

このグランドデザインは、発達障害児等（発達障害の可能性のある子ども—要配慮児—を含む）の自立と社会参加を実現することを目的として、国や地方自治体が行うべき早期からの一貫した総合的な支援の到達点を検討し、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所がまとめたものです。

今後、引き続き検討が必要なものもありますが、国及び地方自治体関係機関の連携のもとに、総合的な支援システムの具体化を図り、充実させていくための施策等に参考資料にと考えています。

（注）このグランドデザインの内容については、本研究所の研究者の責任において提案するものであり、国の施策に直接結びつくものではありません。



## 1. 統括・調整

責任ある組織のもとに、一貫性のある効率的で利便性の高い行政サービスが、一人一人のニーズに応じて提供されるために

- (1) 全都道府県及び市町村に発達障害児等支援についての医療・保健・保育・教育・福祉等の総括・調整を行う組織があり、首長部局と密接な連携がなされ総合的な窓口が設置されている。
- (2) 市町村が行う発達障害児等支援について、都道府県からの十分な支援がある。
- (3) 全市町村ごとに関係諸機関の連携体制・ネットワークが整備されている。

## 2. 就学前の発見と支援

保護者が安心できる、子どもの発達段階に応じた適切な支援を受け、成長を促すことができるために

- (1) 乳幼児健康診査において発達障害児等の発見と支援の体制が、健康・福祉部局と教育の連携により確立している。
- (2) 幼稚園・保育所で実施する健康診断において発達障害児等が発見され適切な相談・支援へとつながるシステムが確立している。
- (3) 3歳から6歳までの間に、例えば5歳前後に、何らかの気づきや発見と相談・支援のシステムが確立している。
- (4) 就学時健康診断(6歳時)において乳幼児健康診査の結果を活用し、5歳前後の気づきや発見と相談・支援との整合性が図られている。
- (5) 日常の保育における保育者等の気づきを適切な相談・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (6) 発見から支援にいたる過程における、保護者への適切な伝達内容や伝達方法について十分に配慮され、その情報が集約されるシステムが確立している。
- (7) 全ての発達障害児等が幼稚園・保育所等において支援を受けることができ、そのための条件整備がなされている。
- (8) 幼稚園において、特別支援教育に係る園内体制(園内委員会、特別支援教育コーディネーターの配置等)が整備されており、個々の教育的ニーズに応じた特別な支援(通級による指導等)を受けることができる。また、保育所においても同様の支援体制が整備されている。

- (9) 管理職を含む全ての幼稚園教諭、保育士が発達障害に関する基本的な知識をもっており、研修の機会が確保され、管理職がリーダーシップを発揮している。
- (10) 地域で子どもにかかわる全ての機関が連携し合い支援していくシステムが確立している。
- (11) 一人一人に合った支援ニーズが把握され、それに応じた支援が可能になるよう、支援が段階的に整備されている。
- (12) 保護者の気づきを、適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (13) 保健師等による未受診児・保護者への対応システムが確立している。

### 3. 就学後の発見と支援

**早期の支援を生かし、学校において適切な支援が行われ、  
社会的自立ができるために**

- (1) 小学校から高等学校に至るまで、全ての学校(特別支援学校を含む)において、健康診断や日常的な指導における教師等の気づき等により、発達障害児等を適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (2) 発見から支援に至る過程における、本人及び保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分な配慮がなされ、その情報が集約されている。
- (3) 小学校から高等学校に至るまで、全ての学校(特別支援学校を含む)において、特別支援教育に係る校内体制(校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等)が整備され、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を受けることができる。
- (4) 小学校から高等学校に至るまで、市町村と都道府県の施策上の連携が図られ、支援ニーズに対応した柔軟なカリキュラム編成が行われている。併せて必要に応じて通級による指導を受けることができ、そこでは専門的な指導内容が確立している。
- (5) 医療等の専門機関との連携を図りながら、小学校から高等学校に至るまで必要に応じていつでも相談ができるシステムが確立している。
- (6) 管理職を含む全ての教職員が、発達障害に関する基本的な知識をもっており、実践的な研修の機会が確保されている。また、専門的な知識を持った教員が学校に配置されている。
- (7) 中学校・高等学校における発達段階に応じた課題に対し、校内委員会を中心に、生徒指導や教育相談、保健室の担当者が連携・協力して支援を行う校内体制が整備されている。
- (8) 中学校・高等学校・大学等の、入学試験や進級に関わる試験等において、発達段階に対応した合理的配慮が行われている。

- (9) 中学校・高等学校等在籍時から発達障害に対応した進学に関する情報提供や支援、ハローワーク等の労働関係機関との連携により就労に関する支援が行われている。
- (10) 大学、高等専門学校等に至るまで、発達障害に対応したキャリア教育を含め、総合的な支援が行われている。
- (11) 適切なアセスメントによる指導計画に基づき、指導の実践、評価、改善が定期的に行われている。
- (12) 発達障害のある子どもが社会生活全般において支えられるために、スクールソーシャルワーカー等の配置・活用や学童保育における福祉・教育の連携等がなされている。

#### 4. 教育環境整備

個々のニーズに応じた教育的支援を可能にし、子どもたちが安心して、  
お互いを支え合う学校生活を送ることができるために

- (1) 全ての幼児児童生徒が発達障害について、その発達段階に応じて適切に理解することにより、発達障害児とともに健やかな学校生活を送ることができる。
- (2) 少人数学級の具現化が図られ、授業や生活上必要なサポートを行う者が、学校に配置されている。
- (3) 発達障害児等及びまわりの子どもに対し、心理的サポートができる者が、学校に配置されている。
- (4) 発達障害による困難の改善に有効な支援機器やソフトウェアが開発・検証され、教師により支援ニーズに合わせて適切に活用されている。
- (5) 学校施設内に、子どもが興奮を静めたり、リラックスしたりできるスペースがある。
- (6) 学校施設や備品、教材・教具において、発達障害の特性に応じた合理的配慮が行われるよう研究が進められ、その成果が直ちに活用されている。
- (7) 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等が必要とするときに、助言及び支援を行う外部組織がある。
- (8) 中学校区程度のエリアで、学校など関係機関を地域的にコーディネートできる体制が整備されている。

## 5. 切れ目のない連携

生涯にわたり一貫性のある支援をいつでもどこでも受けることができるために

- (1) 早期に全員に渡せる子育て支援のファイル等を本人または保護者が所有し、発達相談の初期から就労後にいたるまで生涯にわたり活用できるようになっている。そして、そのことが関係機関間で周知されている。また、ITの活用などによって発達障害児等の個人情報を関係機関が継続して共有する仕組みがあり、その際、個人情報保護等にも配慮されている。
- (2) 子育て支援のファイル等により支援内容が全ての関係機関に周知され、それぞれのライフステージにおいて一貫した支援が継続的に行われる体制が確立されている。
- (3) 発達障害児等のライフステージを通して、「個別の支援計画」(「個別の教育支援計画」を含む)が策定・活用され、定期的に見直しがおこなわれている。そして、学校は「個別の指導計画」を作成し、それに基づき日々の指導を行っている。また、これらの情報は、子育ての支援ファイル等と相互活用されている。
- (4) 生涯にわたる支援という観点から、教育・福祉・労働等の連携により、発達障害に対応した学校教育から就労等の社会参加への移行に関する支援がスムーズに行われている。
- (5) 出産前から関わる保健機関等、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、卒業後の関係機関にいたるまで連携がはかられており、必要な支援について、保護者の了解のもと、機関・学校間で十分な情報提供や意見交換の場がある。

## 6. 保護者・家庭支援

保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができるように

- (1) 全ての保護者に対して、出産前から発達障害に関する必要な情報が提供されている。
- (2) 保護者が必要なときにいつでも子育てに関する相談ができ、支援を得られる体制が整っている。
- (3) 保護者に経済的な負担なく、早期からの支援が受けられる。
- (4) 当初保護者の理解が得られない場合でも、継続的な支援により、子どもの状態を受けとめられるようなサポート体制が整っている。
- (5) レスパイトサービス(子どもの一時預かり等)が必要なときに利用できる体制が確立されている。

- (6) 兄弟姉妹への支援も含めた家庭支援を、関係部局が横断的に行うシステムが確立されている。

## 7. 社会基盤の充実

### 発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために

- (1) 発達障害者が必要なときにさまざまな公的サービスを総合的かつ容易に受けることができるシステムがある。
- (2) 市区町村では発達障害児等への支援施策を積極的に行っており、発達障害者支援センターには市区町村の支援体制をバックアップする体制がある。
- (3) 保護者団体、当事者組織及び NPO 法人等の活動及び支援者の育成への公的な支援が行われている。
- (4) 発達障害に関して国民が適切な理解を得ることができるよう、継続的な啓発活動が行われている。
- (5) 社会教育や地域における様々な活動において、発達障害者を理解し支援する取り組みが行われている。
- (6) 企業等の理解が促進され、発達障害者が就労できる職場環境が整っている。
- (7) 国に発達障害者への支援に関して、調査・研究・相談業務等を行うナショナルセンターがある。
- (8) 発達障害に関する基礎的な調査・研究(脳科学を含む)が継続的になされている。
- (9) 発達障害者に対する支援を適切に行うことができる医療、福祉、教育、労働等の人材の養成と適正な配置が計画的に行われている。
- (10) 全ての教育、医療、福祉、労働の関係者が発達障害に関する基本的な知識を有し、本人が障害について適切に理解できるよう支援がなされている。



## 1. 統括・調整

**責任ある組織のもとに、一貫性のある効率的で利便性の高い行政サービスが、一人一人のニーズに応じて提供されるために**

発達障害等のある子どもへの支援は、就学前には保健、福祉、教育が主にに関わり、就学すると教育が中心となる。就労等の社会参加では、福祉、労働に関わることになり、加齢に伴って中心的に関わる機関が変わり、多くの分野の機関が関与する必要がある。特に、早期においては、関わる機関は多岐にわたることが多い。この中で、支援の一貫性を確保し、利用者が使いやすいシステムを用意する必要がある。

そのためには、関係する行政機関（保健・福祉・教育・労働等）が、一人一人の支援ニーズに対応した総合的な支援を、相互に連携して総合的に取り組んでいける体制作りが必要である。このことが、効率的に的確に実施されるためには、発達障害等のある人たちの支援を統括する機関の設置が必要である。

以下の3つの小項目で構成されている。

- (1) 全都道府県及び市町村に発達障害児等支援についての医療・保健・保育・教育・福祉等の統括・調整を行う組織があり、首長部局と密接な連携がなされ総合的な窓口が設置されている。
- (2) 市町村が行う発達障害児等支援について、都道府県からの十分な支援がある。
- (3) 全市町村ごとに関係諸機関の連携体制・ネットワークが整備されている。

(1) 全都道府県及び市町村に発達障害児等支援についての医療・保健・保育・教育・福祉等の統括・調整を行う組織があり、首長部局と密接な連携がなされ総合的な窓口が設置されている。

(2) 市町村が行う発達障害児支援について、都道府県からの十分な支援がある。

(3) 全市町村ごとに関係諸機関の連携体制・ネットワークが整備されている。

### <解説>

発達障害のある子どもの支援に関わる機関が、特に早期の場合には多岐にわたることが多い。その中で、支援の一貫性を確保し利用者が使いやすい支援システムが用意され、行政の効果率を高めるためには関係機関相互の密接な連携と、責任と権限を持った統括・調整の組織が必要である。

すなわち利用者の利便性の視点からみると、地域に住む人々にとって身近な行政機関であり、乳幼児健診や幼稚園・保育所を管轄する市町村において、保護者はもちろん関わる全ての相談に応じ、適切で効率的な支援とつなげる総合的な窓口が必要である。

支援に際して一貫性を確保し、適切な支援機関を関わらせ、それらの相互連携を推進し、有効性と効率性の高い支援を実現するためには、行政内の関係部署や関係諸機関を統括・調整する組織の設置が必要である。この統括・調整を担う組織を中心に市町村において関係諸機関の連携体制・ネットワークを、有効に機能するよう整備していくことが必要である。

市町村においては、支援に際して専門性の高い人材や施設等の資源が十分ではない状態で支援に取り組む場合もあり、都道府県においては市町村と連携のとれる体制を作り、資源の活用等十分な支援を行う必要がある。

統括・調整機能を持った組織の運営には、行政の仕組みに熟知しており、役所内の関係課との人間関係を円滑に結んでいくことが求められる。つまり、発達障害支援の専門家と行政の専門家がいかに協働していくかである。

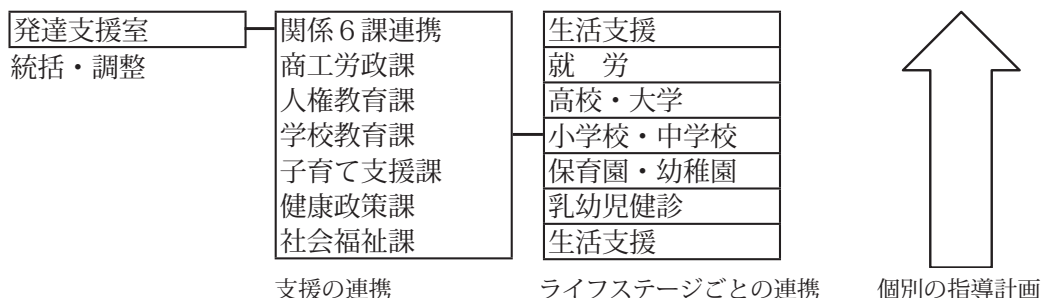
## ◆先進地域事例の紹介

### 1. 市長部局に統括機能をもたせた自治体

#### (1) 湖南省の事例

統括機関：発達支援室（市長部局・健康福祉部社会福祉課内室）

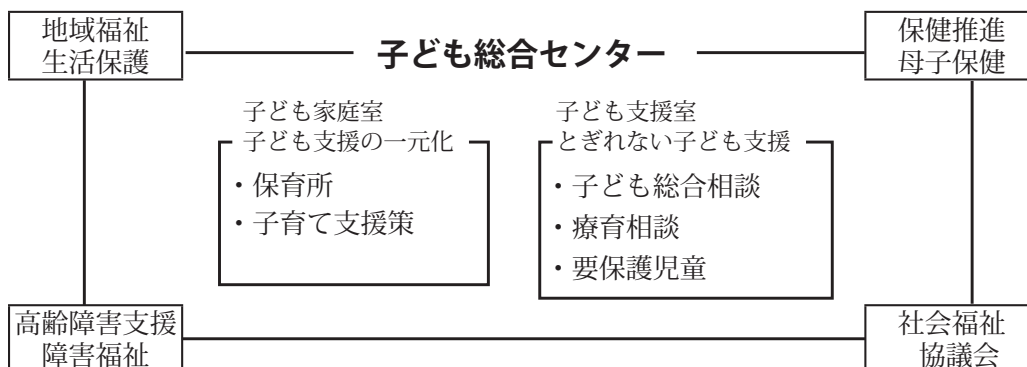
「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」で規定する湖南省発達支援システムに関し、保健・福祉・医療・教育及び就労の各分野の部署が連携しながらシステムを運営。



(2) 亀山市の事例

統括機関：子ども総合支援センター

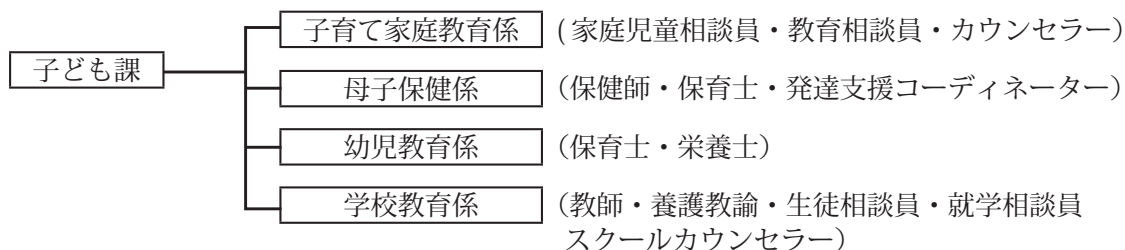
子ども総合支援室の機能に、児童福祉等の機能をあわせた「子ども総合支援センター」を設置。このセンターが、地域福祉・母子保健・障害福祉・教育委員会と連携しながら支援にあたる。



2. 教育委員会部局に統括機能をもたせた自治体

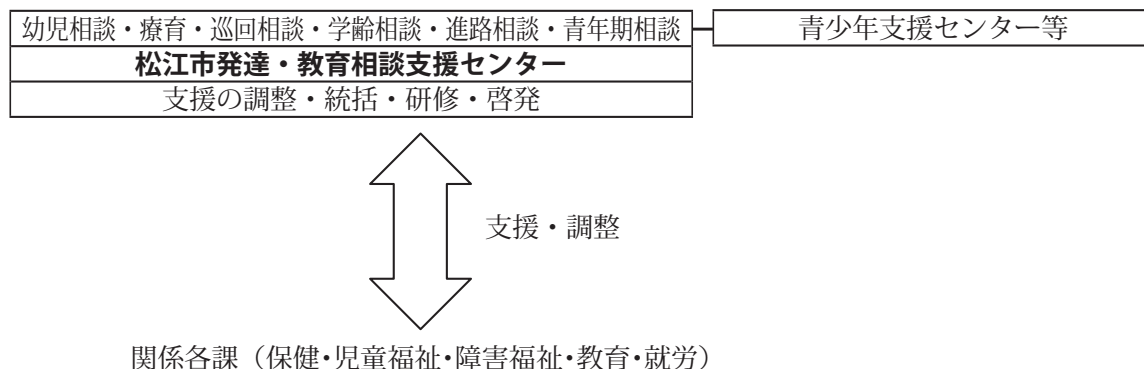
(1) 駒ヶ根市の事例

教育委員会に子ども支援を統合し、保健・福祉・教育が連携して取り組む。



(2) 松江市の事例

平成 23 年度より、松江市発達・教育相談支援センターを開設し、教育・保健・福祉等が連携した支援体制を構築する予定。



(藤井 茂樹)

## 2. 就学前の発見と支援

保護者が安心できる、子どもの発達段階に応じた適切な支援を受け、成長を促すことができるために

早期における診断には不確実性があり、確定診断が困難な場合も少なくない。しかし、診断が確定できなくても、早期から支援を開始することは可能である。適切な支援を早期から開始するには、困難さを抱えつつ生活している子ども本人を注意深く見守るまなざしが大切であると同時に、同じく困難さをもちつつ子どもとかがかわっている可能性のある保護者、幼稚園教諭・保育士の気づきを、発見と支援につなげていくシステム作りが大切である。また、就学前の発見と支援は就学後の支援につながり、就労にいたるまでの継続的な支援につながっていかなければならない。

以下の13の小項目で構成されている。

- (1) 乳幼児健康診査において発達障害児等の発見と支援の体制が、健康・福祉部局と教育の連携により確立している。
- (2) 幼稚園・保育所で実施する健康診断において発達障害児等が発見され適切な相談・支援へとつながるシステムが確立している。
- (3) 3歳から6歳までの間に、例えば5歳前後に、何らかの気づきや発見と相談・支援のシステムが確立している。
- (4) 就学時健康診断（6歳時）において乳幼児健康診査の結果を活用し、5歳前後の気づきや発見と相談・支援との整合性が図られている。
- (5) 日常の保育における保育者等の気づきを適切な相談・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (6) 発見から支援にいたる過程における、保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分に配慮され、その情報が集約されるシステムが確立している。
- (7) 全ての発達障害児等が幼稚園・保育所等において支援を受けることができ、そのための条件整備がなされている
- (8) 幼稚園において、特別支援教育に係る園内体制（園内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配等）が整備されており、個々の教育的ニーズに応じた特別な支援（通級による指導等）を受けることができる。また、保育所においても同様の支援体制が整備されている。
- (9) 管理職を含む全ての幼稚園教諭、保育士が発達障害に関する基本的な知識をもち、研修の機会が確保され、管理職がリーダーシップを発揮している。
- (10) 地域で子どもにかかわる全ての機関が連携し合い支援していくシステムが確立している。
- (11) 一人一人に合った支援ニーズが把握され、それに応じた支援が可能になるよう、支援が段階的に整備されている。
- (12) 保護者の気づきを、適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (13) 保健師等による未受診幼児・保護者への対応システムが確立している。

## (1) 乳幼児健康診査において発達障害児等の発見と支援の体制が、健康・福祉部局と教育の連携により確立している

### <解説>

1歳6か月健康診査（通称：1歳半健診）と3歳児健康診査（同：3歳児健診）は母子保健法第12条によって市町村に実施が義務づけられている。その受診率は1歳半健診が93.4%、3歳児健診が90.1%（厚生労働省2007年度統計）と非常に高いことから、発達障害等の発見の場として活用することが期待されている（発達障害者支援法第5条）。また、これら以外にも、市町村が必要に応じて（母子保健法第13条）実施する健診がある。市町村によって異なるが、生後1か月、3か月、8か月、1歳、2歳頃に実施されるものが多い。さらに2007年からは乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）が実施され、育児不安に対する早期支援や子育て支援サービスに関する情報提供等を行っている。

乳幼児健診の機能は、第一義的には疾病や障害の早期発見であるが、そればかりではなく、保護者が育児力を持つための学習の場や子どもの発達の過程を認識する場、また育児の交流の場や話を聞いてもらえる安心の場であることも期待されている（「健やか親子21 検討会報告書」）。

この様な状況の中で、市町村が乳幼児健診で発達障害等の発見と支援体制を整える方策として以下の3点が挙げられる。第一に、健診の場において育児相談等をていねいに実施しながら発達障害等の発見や支援を行うことである。乳幼児健診では育児不安を訴える保護者が少なくない。育児不安の内容が発達障害によるものか否かは容易に判断がつかないことが多いが、ていねいに相談に応じ支援をすることで、保護者は保健師等の母子保健担当者を相談相手として信頼するようになる。この相談できる関係が結果的に発達障害の早期発見につながることであり、と考えられる。

第二に、発達障害等の発見に向け、1歳半健診や3歳児健診の実施方法及び内容を検討・充実させることである。各市町村の乳幼児健診担当部局では、1歳半健診の問診項目に、多動性や衝動性、見立て遊びの有無、自閉症の行動特性、保護者の育児状況等を詳細に尋ねる項目を加えたり、発達支援センターの協力を得て、1歳半健診で発達検査と行動観察を実施、3歳児健診では集団遊びと発達検査を実施するなどの改善、充実を行っている。

第三に、乳幼児健診時に発達障害等があると判断された子どもとその保護者を対象にした継続的な相談やフォローアップグループを充実することである。心理職が保護者の相談に個別に応じたり、保健師、保育士と心理職等が参加するフォローアップグループで子どもの状態やその発達のな変化を的確に把握することができる。

## (2) 幼稚園・保育所で実施する健康診断において発達障害児等が発見され適切な相談・支援へとつながるシステムが確立している。

### <解説>

幼稚園や保育所では定期的に身体計測や嘱託医（いわゆる園医）による健康診断が実施されている（学校保健法第6条等）。日常の保育とは異なる場面、かつ個別的な観察ができる場面を活用することで発達障害等のある子どもを発見できる可能性がある。たとえば、計測場面等での指示理解はどうか、指示通りの身のこなしができるかどうか、順序を待てるかどうか、着替えの仕方はどうかなどについて丁寧に観察することにより、日常の保育では見落としがちな子どもの発達のな特性に気づくことができよう。

また、園医が幼児の発達や発達障害に関して熟知していることも重要である。医師会が園医を対象に発達に関する講演と研修ビデオの視聴による研修を実施している都道府県がある。このような形で幼稚園・保育所にかかわる医師に発達や発達障害等に関する研修を実施することも重要である。

発達障害等のある子どもが発見された場合、速やかに支援を開始する必要があるが、保護者の同意

がなければ直ちに専門機関での確定診断には結びつかないのが一般的である。従って、まずは幼稚園、保育所内で支援を検討・実施することから開始し、幼稚園や保育所全体への支援として外部機関や組織を利用し、その上で保護者の了承を得て、外部専門機関での診断や支援を受けることを勧めるという流れになると考えられる。

幼稚園や保育所における健康診断での発見後、速やかに支援につながるシステムが整備されていないといけない。このようなシステムとして、市町村の相談支援委員会（チーム）、特別支援学校の地域支援、療育センター等の専門機関による巡回相談等が考えられる。また、幼稚園や保育所内に相談室や個別指導の教室を設けて支援を行うことも考えられる。

**(3) 3歳から6歳までの間に、例えば5歳前後に、何らかの気づきや発見と相談・支援のシステムが確立している。**

**<解説>**

母子保健法に規定され市町村に実施義務があるのは3歳児健康診査（「満3歳を超え満4歳に達しない幼児」を対象）までであり、その後はいわゆる就学時健康診断（学校保健法第4条）まで義務づけられた健診はない。しかし、発達障害による子どもの暮らしにくさや保育上の課題が顕在化するのは幼稚園入園後、つまり3歳以降であることが多い。従って、3歳児健診と就学時健診の間に、発達障害に関する何らかの気づきや発見と支援のシステムが必要である。

こうしたシステムとしては、幼稚園・保育所での発見と支援のシステム（本項(2)参照）、保護者の気づきを適切な発見・支援へつなげるシステム（本項(11)参照）が考えられる。また、市町村独自の施策として5歳前後（幼稚園の学年にするといわゆる「年中児」つまり4歳児）の時期に健診や発達評価を行う方法や、母子保健担当と幼稚園・保育園とが連携することによって、3歳児健診までの幼児健診とその後の幼児の発達経過を一貫して捉えながら発達障害の可能性を検討し支援していくといった方法が考えられる。

この中で、現在行われている5歳前後の時期の健診や発達評価として以下の方法がある。母子保健部局において、集団遊び場面における行動観察と発達検査等の実施と医師の診察を実施する。保健師の話だけでなく、医師からの丁寧な説明によって療育につなぐ、いわゆる5歳児健診とよばれる方法がある。また、幼稚園教諭や保育士が園児全員に対して発達や行動の状況を把握し、保健師等発達障害に関する専門家と連携する方法がある。

**(4) 就学時健康診断（6歳時）において乳幼児健康診査の結果を活用し、5歳前後の気づきや発見と相談・支援との整合性が図られている。**

**<解説>**

就学時健診は次年度に就学予定の幼児の大半が受診しており、発達障害に関して専門性を持つ者がかわることや、チェックリストや行動観察を実施することで、発達障害児等、特別な支援が必要と思われる幼児の発見に活用することができる。学校保健法施行令第2条には就学時健診の検査項目が示されているが、発達障害に関する内容は「7 その他の疾病及び異常の有無」に含めることができると考えられる。発達障害者支援法第5条には就学時健診において「発達障害の早期発見に十分留意しなければならない」と示されている。

就学時健診での発達障害等の発見は、就学後の適切な支援に直接的に結びつかなければならない。学級編成や担任の決定、校内支援体制の整備など、子どもが安心して入学できる条件整備の重要な情報として活用すべきである。同時に、親子にとっては就学までの間に専門機関での診断や支援を受ける契機ともなりうるであろう。発達障害児が発見された場合、直ちに支援をすすめていく事が重要であり、スクールカウンセラーや通級指導教室・特別支援学級等も含め校内支援体制を活用して、教育

相談を開始することが必要である。近年、就学後に支援の必要な子どもの把握と、適切な支援の実施に向け、就学時健診の実施内容や方法を検討し充実に向けて取り組んでいる小学校が増えてきた。教育委員会を中心に市町村全体としての取り組んでいる地域や、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの協力を得ながら就学時健診を実施している地域も見られる。

就学前の発見と支援のシステムという視点からは、就学時健診では得られにくい日常生活での子どもの様子の把握を目的として、小学校の特別支援教育コーディネーター等が学区内の幼稚園・保育所を訪問して就学予定幼児の行動観察や情報収集をしたり、入学が近づく1月、2月頃「体験入学」を実施し、行動観察を行うという方法も行われている。これらの情報と就学時健診時の情報とを総合的に活用することによって、就学後の支援が適切なものになると考えられる。

#### (5) 日常の保育における保育者の気づきを適切な相談・支援へとつなげるシステムが確立している。

##### <解説>

発達障害のある幼児は、本人が無意識にとった行動が、集団生活での不適応行動につながりやすく、保育所や幼稚園等の活動において他の幼児と同じように取り組むことがとても難しい場合がある反面、活動によってはうまく取り組んでいる場合も見られるため、まわりで関わりを持つ者にとって、能力的な遅れや偏りがあるのかどうか、特別な支援が必要なのかどうかを判断することはとても難しい面がある。幼稚園教諭及び保育士が発達障害の障害特性を十分に理解し、日常的な指導における行動観察等から、子どものつまずきや困難に気づき、適切な支援へとつなげることができる体制を整備することが大切である。

具体的な方策として以下の3点が挙げられる。

第一に、幼稚園教諭及び保育士に発達障害の障害特性を理解する研修等の機会があることである。各自自治体では、幼稚園、保育所の指導者を対象とした、発達障害に関する理解と支援についての研修講座を開いたり、幼稚園や保育所において具体的な事例を通じた研修会を実施したりする機会を積極的に設けるようにする。

第二に、日常の指導において子どものつまずきや困難に気づき、指導者間の共通理解ができることである。発達障害のチェックリストや資料等を活用しながら定期的に事例検討等を行い、日常の指導における子どものつまずきや困難について見極める力を養う。特別な支援が必要となる場合には、個別の指導計画を作成する等して、指導者間の共通理解を図る。

第三に、幼稚園教諭や保育士の気づきをより適切な支援につなげるため、外部の関係機関を積極的に活用できる支援体制を整える。

#### (6) 発見から支援にいたる過程における、保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分に配慮され、その情報が集約されるシステムが確立している。

##### <解説>

早期であればあるほど、発達障害のある子どもの確定診断は難しい。発達障害の可能性のある子どもも含め、「要配慮児」等と判断して支援することになる。保護者の障害受容を待って支援をはじめたのではなく、子どもの示している行動等の特性が、社会生活を営む上で特別な支援を必要とするかどうかという視点で支援を検討すべきである。同時に、保護者に対しては、支援の必要性についてインフォームドコンセント（説明と同意）とアカウンタビリティ（説明責任）が十分に配慮されなければならない。

そのためには、発見から支援にいたる過程において機関ごとで伝達内容や伝達方法がばらばらにならないよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が持つ情報が共有化され、総合的に統括する責任ある組織・機関が必要である。障害に対する保護者の受け止めは重く、簡単に受容できるものではな

い。特に確定診断の難しい乳幼児期の発達障害の可能性のある子どもの場合、相談や支援の担当者には、保護者への伝達内容や伝達方法にもよりていねいなそして慎重な対応に心がけるなど、十分な配慮が求められる。相談や支援の担当が変わってもその対応は変わらないシステムが必要である。

**(7) 全ての発達障害児等が幼稚園・保育所等において支援を受けることができ、そのための条件整備がなされている**

**<解説>**

発達障害者支援法第7条に「市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする」と示されており、これを具現化することが大切である。発達障害児等が幼稚園・保育所等において支援を受けるには、幼稚園・保育所等に対する予算面の支援と担当している職員を支援する体制とが必要である。

保育士等の加配があることや施設整備のための予算があることなどである。その方法として、子どもの状態により保育士の加配や施設整備の費用補助申請ができる制度や、入園前の面接や健康診断等の結果から介助員等を配置する制度など整備されていることが重要である。

担当している職員や子どもを支援する体制として必要なことは、幼稚園・保育所等の職員が発達障害について十分に理解し知識を持っていること、職員同士が子どもの対応について共通理解ができていること、そして職員のみでは対応が困難な場合には、専門家による助言や指導を受けられる体制が整っていること等が重要である。

**(8) 幼稚園において、特別支援教育に係る園内体制（園内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等）が整備されており、個々の教育的ニーズに応じた特別な支援（通級による指導等）を受けることができる。また、保育所においても同様の支援体制が整備されている。**

**<解説>**

文部科学省では、平成19年度より、教育委員会が、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、発達障害に関する早期からの総合的な支援の在り方について実践的な研究を行うため、モデル地域を指定し、「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施している。これは、幼稚園・保育所等における特別支援教育の体制を整備することで発達障害児が早期からの対応が行われることを目標にしている。文科省が実施した平成21年度特別支援教育体制整備等状況調査結果では、幼稚園で「校内委員会の設置」が47%、「特別支援教育コーディネーターの指名」が53%であった。この結果は、特別支援教育に係る園内体制が充実しているとは言い難い。各園において、園長のリーダーシップの下、全園的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児の実態把握や支援方策の検討等を行うため、園内に特別支援教育に関する委員会を設置していくことが求められている。また、各園の園長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付け、組織的に機能するように努めることが大切である。特別支援教育コーディネーターは、園における特別支援教育の推進のため、主に、園内委員会・園内研修の企画・運営、関係諸機関・他機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うことになる。

保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては指導計画にとらわれず、柔軟に保育することや職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすることも必要である。

特別な支援が必要と考えられる幼児については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、園や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めることが大切である。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うことが必要である。発達障害等の障害は早期発見・早



期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うことが重要である。

平成 18 年度難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査結果では、幼稚園内・教育研究所等内・小学校内に「幼児ことばの教室」等が全国で 135 件設置されており、そこでは幼児を対象とした通級による指導が行われている。また、幼稚園内に「特別支援幼児教室」や「ほっと相談室」等を設置し、個々の教育的ニーズに応じた幼児の指導を行っている市町村もある。このような指導の場を確保して行くことも重要である。

**(9) 管理職を含む全ての幼稚園教諭、保育士が発達障害に関する基本的な知識をもっており、実践的な研修の機会が確保され、管理職がリーダーシップを発揮している。**

#### <解説>

幼稚園・保育所等において、発達障害児が的確に実態把握されるためには、全ての幼稚園教諭、保育士が発達障害に関する基本的な知識があり、特別支援教育に関する理解が不可欠である。したがって、各園では、園内での実践的な研修を実施したり、教員を園外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努める必要がある。また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めることも重要である。

幼稚園・保育所に求められる質の高い保育や幼児の多様な保育ニーズへの対応並びに子育て支援等のサービスは、職員の日常の自己学習や保育活動での経験及び研修を通じて深められた知識、技術並びに人間性が実践に反映されることにより確保できるものである。そのためには、園長をはじめとする管理職及びすべての職員が保育やその他の諸活動を通じて、知見と人間性を深め、保育のみならず発達障害や特別支援教育の知識、技術及び施設運営の質を高めるよう、常に自己研鑽に努めることが必要である。園長はじめ職員全員が研修の意義及び必要性について共通理解を持ち、職員が研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境作りに心がけ、園内研修・派遣研修については、職員体制、全体的業務などを勘案しながら、体系的、計画的に実施することが重要である。

園長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援教育体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。また園長は、特別支援教育に関する経営が特別な支援を必要とする幼児の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

管理職は、必要に応じて、教育委員会等に巡回相談の実施（障害のある幼児について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む）を求めることも必要である。

園長をはじめ、クラスを担当する教員、また調理担当職員など幼稚園・保育所全体の職員が特別支援教育に関する協力体制を作り、適切な役割分担をして保育に取り組めるようにすることが重要である。

**(10) 地域で子どもにかかわる全ての機関が連携し合い支援していくシステムが確立している。**

**<解説>**

発達に不安がある子どもの保護者に対し、身近な地域の機関において相談に応じ、具体的な支援につなげていくシステムが整っていることを意味している。発達障害者支援法第6条には「市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。」とし、保護者の意思を尊重しつつ「3都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。」と規定されており、これを具現化することが必要である。

まず、障害児の家庭が地域の中で不安を抱えたまま孤立しないよう、育ちに不安があるときにすぐに相談できる場があることが必要である。障害の発見からその後の療育支援にわたる体制を整備し、地域で育つこと、育てる親子を支えていくことが大切である。支援システムとしては、乳幼児健診で気がつかれた子どもと保護者に対応する場、さらに幼児期に個別に対応する場の確保が必要である。これらの場は、子育て支援との関係があることが必要であり、親子の状況によって適切な場を紹介していくことが必要である。また、連絡調整会議の運営等により、発達に不安がある子どもの療育にかかわる保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関との連携体制を強化することが重要である。

さらに幼稚園・保育所に通う乳幼児が、幼稚園・保育所での生活を基本としながらも、「幼児ことばの教室」など地域の教室や特別支援学校等での個別の支援を受け、日常生活への支援が受けられるシステムを確立することが重要である。

また、児童デイサービスの弾力的な活用や レスパイトサービス（例 急な夜間の預かり、訪問による各種サービス等）など、障害のある子どもの保護者の様々なニーズに柔軟に対応していくことも必要である。

**(11) 一人一人に合った支援ニーズが把握され、それに応じた支援が可能になるよう、支援が段階的に整備されている。**

**<解説>**

発達障害といっても、LD、ADHD、自閉症、アスペルガー症候群等の障害種別による特性の違いはもとより、知的発達の水準にも違いがあり、個々の支援ニーズは様々である。この特性による違いを踏まえた、段階的な支援が必要である。たとえば、知的障害者を対象としている療育手帳は、障害の程度に応じて判定があり、段階に応じて福祉制度上の援助が受けられるようになっている。

教育においても、障害の程度や個々のニーズに応じた指導法、指導形態、指導場面等が徐々に工夫されてきている。具体的には、支援の段階として、担任のみの配慮のレベル、校内委員会で検討するレベル、チームティーチングによる指導が必要なレベル、専門家チームによる支援を必要とするレベル、通級による指導や特別の場による指導が必要なレベル等に段階分けをして、それぞれのレベルに応じた支援をシステム化することなどが考えられる。

このように発達障害についても、一人一人に合った支援ニーズが把握され、必要に応じた支援が福祉制度においても教育システムについても段階的に整備されている必要がある。

## (12) 保護者の気づきを、適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。

### <解説>

子どもの発達の様子をもっとも間近で見守っているのは保護者である。毎日の子育ての中から子どもの気になる様子に気づくことも多い。乳幼児定期健康診査等で保健師や医師と相談することは可能であるが、健診の場は、日常的な機会ではない。また、子育てに関する育児書には、標準的な発達段階は載っているが、個人差や発達障害等の気になる特性について詳しく書かれているわけではない。

保護者が日常生活の中で気づいた子どものちょっと気になる面について、いつでも相談することができ、早期からの適切な発見や支援につながるシステムを確立することが必要である。

そのためには、母子保健センターや子育て支援センター、あるいはかかりつけの家庭医等が、子どもの出生前から全ての保護者に対して、発達障害等の情報を提供することが必要である。また、地域の相談機関のリストやマップ等が各家庭に配布され、それらの機関では保護者の相談にいつでも対応できるように、発達障害のことがわかる専門的な相談スタッフを常駐していることが大切である。必要があれば、適切な支援のための療育機関、教育機関などの専門機関を紹介することも必要である。地域には、早期からの支援を行うことのできる発達障害のための療育機関、教育機関などの専門機関が十分に設置され、母子保健センターや子育て支援センター、相談機関との連携が十分に図られており、情報が即時に共有化できるシステムが確立していることが必要である。

## (13) 保健師等による未受診幼児・保護者への対応システムが確立している。

### <解説>

乳幼児期の健診システムは世界でも最も整備され、受診率も高いが（1歳半健診93.4%、3歳児健診90.1%、厚生労働省2007年度統計）、健診の精度や事後措置は自治体間の格差がある。「健やか親子21」（2006～2014年）では、今後、健診の質の維持向上等を図るとともに、地域の療育機能等の充実を図ることが、提言されている。また、厚生労働省では、原則として生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児のいる家庭を対象に、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつながる乳児家庭全戸訪問事業を実施している。母子保健法に基づく訪問指導では、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等も行っている。このような取り組みを行っていても、上記のように約1割の子どもは乳幼児期の健診を受診していない現状がある。

未受診者の中には発達障害等が想定される子どもや保護者も含まれる可能性が高い。発達障害が想定される子どもの場合、育児への不安全感や育児不安があるものの、それが故に健診の場に足を運びにくい保護者が少なくないことに留意して、母子保健担当者による電話や家庭訪問が必要である。

子どもに発達障害が想定される場合は、保護者との相談関係を深めながら、健診の受診や個別の発達相談への来談を促すなどの支援を開始することになる。発達相談は、健診以外の場の活用も考えられ、例えば、子育て支援センターで行われている育児支援に母子保健担当の保健師がかかわることが挙げられる。子育て支援センターは健診会場とは異なり開放的な雰囲気であるため、健診を受診しなかった保護者でも、子育て支援センターでは気軽に相談する可能性がある。こうした場面に限らず母子保健担当保健師が保護者の相談相手であることをくり返し印象づけておく取り組みは、受診率を向上させ、未受診者への対応を容易にするものと考えられる。

また、子どもの発達状態の確認という点では、母子保健担当者が幼稚園・保育所を訪問し行動観察や保育者から情報収集をする方法も考えられるが、保護者への支援ができないという課題がある。

受診率の向上という点では、平日のみではなく休日に健診を実施する方法も有効である。また広報やはがきで単に健診実施日を伝えるだけではなく、健診前に問診票を送り、健診の意義や目的を的確に伝えることも重要であろう。いずれにしても保健師等が地域の全ての乳幼児・保護者と出会うことにより、発達障害の早期発見と対応につながることになる。

#### 【参考資料・文献】

##### (1) について

厚生労働省 (2009)：平成 19 年度地域保健・老人保健事業報告の概況  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/07/index.html>)

##### (3) について

1) 小枝達也 (2009)：軽度発達障害児への気づきのシステム。国立特別支援教育総合研究所編著。発達障害支援グランドデザインの提案－発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために－。ジヤース教育新社。

2) 特集「発達障害の早期発見と早期支援」。『月刊地域保健』2007 年 3 月号。東京法規出版

##### (8) について

1) 秦昌子 (2007)：特別支援幼児教室による早期支援の取り組み－乳幼児期からの一貫した相談・支援体制を目指して－。国立特別支援教育総合研究所編著。発達障害支援グランドデザインの提案－発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために－。ジヤース教育新社。

##### (10) について

1) 平成 18 年度難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査結果報告書。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所。(2007)

---

(久保山茂樹・小林 倫代・梅田 真理)

### 3. 就学後の発見と支援

早期の支援を生かし、学校において適切な支援が行われ、社会的自立ができるために

就学前の早期からの支援が十分に生かされ、小学校に就学してから就労に至るまで支援の体制が整えられており、個々の教育的ニーズに応じた支援を受けることができ、将来の社会自立に向けた適切な評価と支援、再評価からの実践が用意されている。

以下の12の小項目で構成されている。

- (1) 小学校から高等学校に至るまで、全ての学校（特別支援学校等を含む）において、健康診断や日常的な指導における教師等の気づき等により、発達障害児等を適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (2) 発見から支援に至る過程における、本人及び保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分配慮がなされ、その情報が集約されている。
- (3) 小学校から高等学校に至るまで、すべての学校（特別支援学校等を含む）において、特別支援教育に係る校内体制（校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等）が整備され、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を受けることができる。
- (4) 小学校から高等学校に至るまで、市町村と都道府県の施策上の連携が図られ、支援ニーズに対応した柔軟なカリキュラムの編成が行われている。併せて必要に応じて通級による指導を受けることができ、そこでは専門的な指導内容が確立している。
- (5) 医療等の専門機関との連携をはかりながら、小学校から高等学校に至るまで必要に応じていつでも相談ができるシステムが確立している。
- (6) 管理職を含む全ての教職員が、発達障害に関する基本的な知識をもっており、実践的な研修の機会が確保されている。また、専門的な知識を持った教員が学校に配置されている。
- (7) 中学校・高等学校における発達段階に応じた課題に対し、校内委員会を中心に、生徒指導や教育相談、保健室の担当者が連携・協力して支援を行う校内体制が整備されている。
- (8) 中学校・高等学校・大学等の、入学試験や進級に関わる試験等において、発達障害に対応した合理的配慮が行われている。
- (9) 中学校・高等学校等在学時から発達障害に対応した進学に関する情報提供や支援、及びハローワーク等の労働関係機関との連携により就労に関する支援が行われている。
- (10) 大学、高等専門学校等に至るまで、発達障害に対応したキャリア教育を含め、総合的な支援が行われている。
- (11) 適切なアセスメントによる指導計画に基づき、指導の実践、評価、改善が定期的に行われている。
- (12) 発達障害のある子どもが社会生活全般において支えられるために、スクールソーシャルワーカー等の配置・活用や学童保育における福祉・教育の連携等がなされている。

**(1) 小学校から高等学校に至るまで、全ての学校（特別支援学校等を含む）において、健康診断や日常的な指導における教師等の気づき等により、発達障害児等を適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。**

#### <解説>

早期発見の体制が充実しても就学時や就学後に発達障害の特性が明らかになる場合があるので、就学時以降においてもあらゆる機会を活かして支援の必要がある児童生徒を発見し、適切な支援へとつなげていく必要がある。

このために、毎年定期に行われる健康診断は、発達障害について専門性を持つ者が関わることやチェックリストを活用したり、行動観察を加えたりすることで、発達障害のある児童生徒の発見に活用することができる。

実際の場面で重要なのは、日常的な指導における教師等の気づきである。全ての教職員が発達障害についての基本的な知識を持っていれば、発達障害のある児童生徒を「わがまま」「しつけができていない」「やる気がない」等と誤解することなく的確に発見でき、それをただちに支援へとつなげていくことができる。また、十分に機能する校内体制が整備されることにより、コーディネーターや校内委員会による校内資源の活用ができる。さらには、外部の専門性の高い組織・機関による助言や支援により、より適切で充実した支援につなげることができる。

ここで重要なのは、発見は支援につなげることである。上記のような発見のシステムは、その後の支援体制の充実を前提にして構築される必要がある。

毎年定期に行われる健康診断については、学校保健安全法第13条に規定され、その際の実施項目は学校保健安全法施行規則第6条にあげられている。この中には発達障害にかかわる記述はないが、発達障害のある児童生徒を発見して適切な支援につなげている工夫をしていくことが必要である。

**(2) 発見から支援に至る過程における、本人及び保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分配慮がなされ、その情報が集約されている。**

#### <解説>

学齢期以降においても、保護者にとって自分の子どもが発達障害であると知らされるのはつらいことであり、障害受容の過程では様々な不安や苦悩が伴う。保護者によっては、支援を受けることに拒否的になったり消極的になったりすることがある。このような事態を回避し、全ての発達障害のある子どもが適切な支援を受けられるようにするためには、子どもはもちろん、保護者の状況等も考慮し、発達障害であるかどうかを明らかにするよりも、保護者が納得して支援を受けることができることが重要である。適切に支援が行われ、その効果が目に見えてあがれば、保護者は支援に協力的になることが多い。

保護者に対して、必要な支援についての伝達が適切になされ、保護者との協働した支援ができるようになれば、保護者は有力な支援者となって支援の効果はさらに高まることが期待できる。

発達障害のある子どもについては、本人への障害の告知や説明が課題となる。これについては、本人の発達段階や状態を十分に考慮して適切に伝える必要がある。適切に伝えられれば、障害による困難の克服・改善に対する本人の意欲は高まるが、不適切に伝えられた場合には逆効果になる。発達障害についての専門家や専門機関との連携が必要である。

保護者や本人に支援ニーズのあることや障害について伝える場合、発達段階を考慮しながら段階的に情報を伝えることが必要となることが多い。このような場合には、関係機関や関係者がどの段階で何をどのように伝えたか、そしてどのような効果があったのかについて、情報を集約しておくこと、次の段階でどのように伝達するのが適切であるのか見通しを持ちやすい。本人及び保護者への伝達内容や伝達方法が集約され、常にどのような伝達がなされているかが分かるようなシステムが必要である。

そのためには、本人や保護者への伝達内容と伝達方法の適切な在り方について、事例検討会議等において関係者がスキルを高めていくことが欠かせない。また、本人や保護者への伝達内容と伝達方法の適切な在り方について、本人や保護者の協力を得て研究を進め、基本的な姿勢やスキルについて明らかにしていくことも必要と考えられる。

本グランドデザインにあるような子育て支援ファイルやITを活用した情報の共有システムの構築が、発達段階等に応じた適切な伝達を可能にすると考えられる。この際に、全ての子どもに対して母子手帳の延長または拡大として、子育て支援ファイルのようなものが提供されると、保護者にとってファイルを所持する時の抵抗感が少なく、早期からの連続した情報が蓄積できる可能性が広がると考えられる。

**(3) 小学校から高等学校に至るまで、すべての学校（特別支援学校等を含む）において、特別支援教育に係る校内体制（校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等）が整備され、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を受けることができる。**

#### <解説>

平成15年3月にまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省、2003）では、特別支援教育を推進するにあたり、小・中学校においては、LD等の発達障害を含めた障害のある児童生徒の適切な対応を行うために、校内委員会などの支援体制を確立するとともに、特別支援教育コーディネーターを設置することの必要性について提言をしている。

この報告を受けて文部科学省では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において校内委員会を構築するとともに、特別支援教育コーディネーターの指名により、特別支援教育の推進を図ってきている。

平成15年度から文部科学省で実施している「特別支援教育体制整備状況調査」では、平成21年度は、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」については、全体で80%強の学校で実施されている。小学校では99%、中学校においては95%の学校で実施されているが、幼稚園は「校内委員会の設置」が47%、「特別支援教育コーディネーターの指名」が53%、高等学校は各々75%強の実施となっている。比較できる全ての調査項目で前年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえるが、幼稚園、高等学校においてさらなる体制整備が望まれる。また、特別支援教育コーディネーターと専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等実施率は81%となっており、特別支援教育コーディネーターが推進のキーパーソンとして機能している様子もわかった。

小・中学校においては、校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が100%に近い状況になっているが、具体的な活動や役割が機能的に実施されているかという点、地域間や学校間でかなり格差があるというのが現状である。

幼稚園・小・中学校・高等学校等における特別支援教育に係る校内体制整備は、先進的に実践している地域や学校等をモデルにしながら、各幼稚園や学校の実態・実情に応じて機能的な活動を担うための体制整備を工夫していく必要がある。

**(4) 小学校から高等学校に至るまで、市町村と都道府県の施策上の連携が図られ、支援ニーズに対応した柔軟なカリキュラムの編成が行われている。併せて必要に応じて通級による指導を受けることができ、そこでは専門的な指導内容が確立している。**

#### <解説>

小学校、中学校は基本的に市町村により設置され、高等学校はそのほとんどが都道府県の設置である。小学校から高等学校に至るまで支援が継続するためには、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の施策上の連携が必要である。

各学校では学習指導要領に基づき教育課程が定められるが、必要に応じて、発達障害等のある児童生徒の支援ニーズに対応した柔軟なカリキュラムの編成の工夫が望まれる。中学校学習指導要領には、

「その他特に必要な教科」として、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮して、特に必要がある場合には必修の教科以外にも必要な教科を設けることができるとしている。また、高等学校学習指導要領では、「学校設定科目・教科」において、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることだけを目的とする教科・科目も開設することが可能であることが示されている。

小・中学校においては、通級による指導が実施されている。通級による指導とは、通常の学級に在籍している比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。平成18年度から学習障害者と注意欠陥多動性障害者が新たに対象として加えられた。通級指導教室は全ての小・中学校に設置されているわけではない。小・中学校の課題としては、利用したい児童生徒がいても実際に指導が受けられない場合が多く、また他校からの通級利用者は、保護者の送迎が基本であるため、本人及び保護者に様々な負担がかかっている現実がある。一部の地域では、通級指導教室担当教員が兼務発令等を受けて地域の学校に巡回指導を実施しているところもあるが、指導時間数や指導内容に制限が出てくる場合もある。通級指導教室の設置数や担当教員の専門性の確保などが課題である。

また、高等学校においては通級による制度はないことから、中学校で通級を利用していた生徒のフォローアップ指導も出来ていない現状がある。平成21年8月にまとめられた文部科学省の「高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～」においても教育課程の弾力的運用の一つとして通級による指導に類する実践の必要性が挙げられている。義務教育段階から継続的な支援が必要な生徒も多く存在することから、高等学校における通級による指導の制度化実現が可能になると期待される。

**(5) 医療等の専門機関との連携をはかりながら、小学校から高等学校に至るまで必要に応じていつでも相談ができるシステムが確立している。**

#### <解説>

発達障害児等の発見が適切な支援につながるためには、本人、保護者に対する相談システムと共に、学校関係者が専門機関との連携により、必要に応じていつでも相談が受けられるシステムが必要である。相談に際しては、本人、保護者がその必要性を理解し、納得して受けられることが重要である。教育委員会等での教育相談では、教育の場の変更を提示される可能性もあり、保護者としては躊躇する場合がある。また、医療機関での相談では、障害という診断と直結することからハードルが高いともいえる。

そこで、教育と医療、福祉とが連携することにより、本人、保護者そして学校関係者が必要に応じ、安心して地域の医療等の専門機関へいつでも相談できるシステムを確立する。そのためには、出生前から発達障害等の十分な情報提供がなされ、早期から本人、保護者がいつでも必要なときに相談ができ、支援が受けられる体制を整備する。そして、相談することが特別なことではないと思えるシステム作りが大切である。

また、小児科が中心である学校医についても、小児科医に加えて児童精神科医や小児神経科医等の発達障害等に詳しい専門医を配置するようにすることも期待される。

**(6) 管理職を含む全ての教職員が、発達障害に関する基本的な知識をもっており、実践的な研修の機会が確保されている。また、専門的な知識を持った教員が学校に配置されている。**

#### <解説>

平成21年度「特別支援教育体制整備状況調査」における「教員研修の受講状況」では、全体で54%の教員が受講しており、うち管理職（校長、副校長、教頭）の受講率は68%となっている。学校種別の内訳は、幼稚園41.7%、小学校68.2%、中学校53.0%、高等学校36.2%であった。各自治



体では、特別支援教育コーディネーターや管理職を対象とする研修会は悉皆で実施しているところが多いが、一般の教員に対しては悉皆ではなく、受講者の希望制になっている。すべての教員が発達障害に関する基本的な知識を有することが求められる。また、幼稚園や高等学校を対象にした研修会も実施しているところが増えてきてはいるが、幼稚園や高等学校は私立の数が多いことから、私立幼稚園や保育所、私立の高等学校にまで研修の門戸を積極的に開くことが必要である。特別支援教育コーディネーターの役割には、校内研修の企画・運営・実施・評価があり、発達障害に関する研修も実施されてきているが、すべての教職員の理解等までは至っていないのが現状である。

研修は段階的に行い、内容についてもより実践的なものにしていく必要がある。まずは、全ての教職員が発達障害に関する基本的な知識を習得することが必須ではあるが、いつまでも基本的な知識の習得に留まらず、具体的に子どものニーズに応じた支援が実施できるよう、より実践的な研修の実施により教職員一人一人がスキルアップしていくことが大切である。

発達障害の専門的知識をもった教員としては、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校の教員が挙げられる。それらの教員が、巡回相談員として地域の小中学校に相談・指導を実施している場合もあるが、各学校に訪問できる日数は限られている。日常の学校生活の中で発達障害児への指導・支援をするには、各校に発達障害に関する専門的知識を有する教員の配置が必要である。

さらに、教育委員会においては、特別支援教育推進に関するプランニングを立てる必要がある。具体的には、教員の専門性向上のため、教員全体に対する発達障害理解啓発研修や、より専門的な発達障害のある子どもへのアセスメント、指導・支援に関する研修を開催する。また、大学等への長期派遣、学校や子どものニーズに対応するための適正な教員配置等を計画・実施するなど、より充実した校内の支援体制整備のための様々な支援を積極的に行うことが重要である。

**(7) 中学校・高等学校における発達段階に応じた課題に対し、校内委員会を中心に、生徒指導や教育相談、保健室の担当者が連携・協力して支援を行う校内体制が整備されている。**

**<解説>**

思春期から青年期にあたる中学校、高等学校の段階は、第二性徴期、第二反抗期の時期にあたる。身体の発達的な変化、環境の変化などに対して、戸惑いや不安を抱くことも少なくなく、子どもたちは、それまでとは違う課題に直面することになる。日常生活上のちょっとしたつまずきや困難をうまく解決できないことがきっかけとなり、不登校や非行、抑うつ傾向などの二次的な障害につながってしまう場合もある。家庭や学校、友人関係がうまくいかないほど問題行動につながる確率も高くなることから、非行や抑うつ傾向を未然に防ぐには、安定した居場所と信頼できる人間関係が基盤になってくる。

小学校は学級担任制であり、日常の教科指導、生活指導をほとんど一人の教員が担っているのに対し、中学校、高等学校では教科担任制となり、日常的に複数の教員が関わることになる。小学校では身近なふれあいを通して常にかかわりをもつ教師と児童の関係も、中学校、高等学校では教師と生徒のかかわる時間そのものが短くなり、生徒自らが考え、行動することを求められるようになる。

発達障害等の特別な配慮や支援の必要な生徒に対しては、校内委員会等において個々の生徒についての実態や状況を十分に把握した上で、生徒指導や教育相談、保健室等の担当者が情報の共有化と相互の連携、協力を図りながら支援を進めることが大切である。そのためには、特別支援教育、生徒指導、教育相談、保健室等の校内の部門や担当者がそれぞれに活動するのではなく、一つの組織（チーム）として活動することができる校内体制が整備されていることが望まれる。

**(8) 中学校・高等学校・大学等の入学試験や進級に関わる試験等において、発達障害に対応した合理的配慮が行われている。**

**<解説>**

発達障害等のある生徒は、知的な発達に遅れがないにもかかわらず、その障害特性により様々な学習上の困難をかかえている場合が多い。学習面におけるつまずきは、意欲や自信の喪失に大きく関与し、自己評価も低下するなど学校生活への適応状態への影響は大きい。

知的な発達に遅れのない発達障害等のある生徒の学習面におけるつまずきは、理解水準の問題よりも、特有の認知機能や情報処理の特性によるものであり、個々の特性に合った学び方がわかれば他の生徒と同じように習得していく力は十分にある。

入学に際しての試験や進級に関わる試験等は、選抜・評価の指標であり、希望した学校に進学できるかどうか、次の学年に進級できるかどうかということが将来の自立、社会参加にも関わってくる。発達障害のある生徒が、持っている力を発揮しやすく適切な進路選択が可能になるよう、その特性に対応した合理的配慮が、中学校・高等学校・大学等の入試試験や進級に関わる試験等においてなされることが望まれる。

米国の大学進学に使用される検査 SAT・ACT や英国の資格試験 GCE 等の実施においては、障害のある者が不利益を被らないよう合理的な調整を行うことが義務づけられており、実施機関では障害のある者に対し、様々な受験における特別措置が講じられている。我が国でも、大学入試においては、2010 年度大学入学者選抜大学入試センター試験から、受験特別措置の対象にこれまでの視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の他に新たに発達障害が加えられた。試験時間の延長（1.3 倍）、チェック解答、拡大文字問題冊子の配布、別室の設定等がその措置内容となっている。

今後は、試験で重視される公平性を考慮しつつ、発達障害のある子どもが本来持っている力を発揮できるための合理的配慮にはどのようなものがあるのか、いわゆるテスト・アコモデーション（国立特別支援教育総合研究所、2010）について、実施に際する手続きの整理、合理的配慮を実施することでの効果の検証等を行っていく必要がある。

なお、合理的配慮については、2006 年 12 月に国連で採択された「障害者権利条約」において適切な措置をとることが義務づけられており、我が国も 2007 年 9 月に署名し、批准に向けて準備を進めている段階である（外務省、2011）。

**(9) 中学校・高等学校等在学時から、発達障害に対応した進学に関する情報提供や支援、及びハローワーク等の労働関係機関との連携により就労に関する支援が行われている。**

**<解説>**

文部科学省では、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議に高等学校ワーキング・グループを設置し、平成 21 年 8 月「高等学校ワーキング・グループ報告」をまとめた。その中にもキャリア教育、就労支援について取り上げられている。平成 19 年度より実施している高等学校における発達障害支援モデル事業では、全国の高等学校を発達障害支援モデル事業のモデル校として指定し、校内支援体制の整備、専門家の活用、関係機関との連携等について研究に取り組んでいる。また、厚生労働省が実施する発達障害者支援施策、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」やハローワークと連携した就労支援のあり方を工夫するなど、発達障害に対応した支援施策も取り組まれてきている。

発達障害のある生徒の高校卒業後の自立、就業の問題については、企業側の理解を高めていくと共に、学校における職業教育、キャリア教育に対する教員の意識を高めたり、教育課程の中で就労支援

に積極的に取り組んだりすることが大切である。その際、関係諸機関（保健・福祉・就労・医療等）と連携を図っていくことが重要であり、中学校、高等学校に在学する発達障害のある生徒が進学及び就労について相談できる専門家と場所が確保されていることが望まれる。

高等特別支援学校では、実習を重視した進路指導や卒業後のフォローアップも実施しており、また、企業側がバックアップする仕組みもある。特別支援学校のセンター的機能を活用した中学校・高等学校への支援の仕組み作りも必要である。ハローワークが分室のような形で学校等に定期的に訪問するなど、中学校、高等学校在学中からこのような支援機関の存在を知っておくということにも意味がある。就労支援コーディネーターを配置できれば就労支援に結びつく生徒は多いと思われる。

#### **(10) 大学、高等専門学校等に至るまで、発達障害に対応したキャリア教育を含め、総合的な支援が行われている。**

##### **<解説>**

日本学生支援機構（JASSO）の調査（2009）によれば、大学、短期大学、高等専門学校に在籍している障害学生数は年々増加している。発達障害の診断がある学生数も、2006年127人、2007年178人、2008年299人と増加傾向にあり、2009年には569人で全体の約8%を占めている。大学や高等専門学校においては、受験に合格し入学してから発達障害の特性により、様々な困難をかかえている学生がいることも予想される。

すべての大学、短期大学、高等専門学校において、発達障害のある学生に対する相談の窓口が設置され、専門的な相談員による学生生活に関する相談の機会が確保されると共に、発達障害に対応した就労に関する情報提供やキャリア教育等を含めた総合的な支援が行われることが望まれる。

そのためには、幼稚園から高等学校に至るまで取り組まれている特別支援教育における発達障害のある子どもへの支援の取組の内容等が、大学等にもつなげられていくことが必要である。関係諸機関（保健・福祉・就労・医療等）との連携を図りながら、幼稚園から大学、高等専門学校に至るまでライフステージ毎に発達障害児・者一人一人の個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、その支援内容を次のステージに効果的に引き継いでいくことを積極的に進めていく。

また、発達障害をもつ当事者やその保護者、労働機関等と連携しながら、支援の在り方について研究を推進することも重要である。国立特別支援教育総合研究所では、平成16～18年度にかけて「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援研究」を行った（国立特別支援教育総合研究所、2007）。高等教育機関における支援体制作り、障害のある学生の支援の充実に向けた取組、必要と考えられる支援内容・サービスについて提示しており、このような研究を推進していく必要がある。

#### **(11) 適切なアセスメントによる指導計画に基づき、指導の実践、評価、改善が定期的に行われている。**

##### **<解説>**

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）のPDCAサイクルは、特別支援教育においても重要な考え方である。子どもの困難さに気づき、丁寧に実態把握し、子どもに合った目標や手立てを提供するため個別の指導計画を作成する。そして、実践の中で子どもの状態と照らし合わせながら計画を見直し、改善を図っていく。こうしたPDCAサイクルの取り組みは、個別の指導計画に限らず、個別の教育支援計画、校内支援体制の構築、学校経営と学校評価等においても同様の視点で進めていくことが重要である。

これらがうまく機能するためには、学校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育における校内体制がきちんと整えていくことが重要である。教職員の協力体制により、発達障害等の特別な支援が必要な子どもへの支援、まわりの子どもへの支援、そして学級担

任を支える仕組みをつくる。支援の必要な子どもに対して、複数の教員が関わっていくために、実態把握の共有化、支援の協力体制を整えていく。このプロセスの中に、計画・実施・評価・改善が繰り返されていかねばならない。

適切なアセスメントにあたっては、必要に応じて外部の専門機関とも連携しながら、専門的な知見を得ていくことも有効である。

また、学校評価は学期ごとに行い、特別支援教育をより充実させるための学校運営の在り方を修正、改善していくことにより、子どもが置かれた状況のより一層の改善を図る。

**(12) 発達障害のある子どもが社会生活全般において支えられるために、スクールソーシャルワーカー等の配置活用や学童保育における福祉・教育の連携等がなされている。**

#### <解説>

核家族化や少子化、一人親家庭や共働き家庭などの影響により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、障害のある子どもへの特性に応じた支援、不登校やいじめ、暴力行為などの問題行動への対応、児童虐待への対応など、子どもの課題は多様化、深刻化しており、学校と家庭・地域を視野に入れた社会生活全般への支援が求められてきている。

学校では、学校医やスクールカウンセラーなど、教師とは異なる専門性を有するスタッフがそれぞれの立場から教育活動を支えている。2008年度からは、文部科学省において、スクールソーシャルワーカー活用事業が開始された。スクールソーシャルワーカーは、教師との協働を意識し、学校の教育活動が充実していくよう、教育と福祉との連動の役割を担っている。学校、家庭・地域を視野に入れた社会生活全般を支えるシステムとして、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置活用が望まれる。

子どもの社会生活の場は、学校、家庭以外にも広がっており、放課後や長期休暇中に学童保育等で過ごす子どもも増えてきている。学童保育を利用している児童数は、年々増加しており2010年は81万4千人となっている（厚生労働省，2010）。学童保育は、学校外における児童の教育の受け皿として、放課後児童健全育成事業（児童福祉法）を行う第二種社会福祉事業（社会福祉法）として法制化され、少子化対策として成立した次世代育成支援対策推進法による児童福祉法改正で、子育て支援事業の一つに位置付けられている。

学校、家庭以外の生活の場である学童保育における発達障害のある子どもへの対応も大きな課題となりつつあり、学校（教育）と学童保育（福祉）との連携、地域社会における支援体制の整備がますます重要となる。

【参考資料・文献】

(1) について

- 1) 文部科学省 (2009) 学校保健安全法.  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33F03501000018.html>

(3) について

- 1) 文部科学省 (2003) 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告).
- 2) 文部科学省 (2010) 特別支援教育体制整備状況調査.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1294022.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1294022.html)

(4) について

- 1) 文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領.
- 2) 文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領.
- 3) 文部科学省 (2009) 高等学校における特別支援教育の推進について - 高等学校ワーキング・グループ報告 -.

(8) について

- 1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2010) 小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究成果報告書.
- 2) 外務省 (2011) 障害者の権利に関する条約  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

(10) について

- 1) 日本学生支援機構 (2009) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.
- 2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編著 (2007) 発達障害のある学生支援ケースブック ―支援の実際とポイント―. 東京. ジアース教育新社.

(12) について

- 1) 文部科学省 (2008) スクールソーシャルワーカー実践活動事例集.
- 2) 厚生労働省 (2010) 平成 22 年 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況.  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ukvz.html>

---

(笹森 洋樹・海津亜希子・玉木 宗久)

## 4. 教育環境整備

個々のニーズに応じた教育的支援を可能にし、子どもたちが安心して、  
お互いを支え合う学校生活を送ることができるために

発達障害のある子どもの支援には、そうでない子どもも含めて、全ての子どもがお互いを支え合っ  
て共に充実した学校生活を送り、一人一人が持っている可能性を大きく伸ばしていける学校を中心と  
した教育環境の整備が欠かせない。このことは将来的にノーマライゼーション社会を実現すること  
にとっても重要な意味を持っている。

以下の8つの小項目で構成されている。

- (1) 全ての幼児児童生徒が発達障害について、その発達段階に応じて適切に理解することにより、  
発達障害児等とともに健やかな学校生活を送ることができる。
- (2) 少人数学級の具現化が図られ、授業や生活上必要なサポートを行う者が、学校に配置されている。
- (3) 発達障害児等及びまわりの子どもに対し、心理的サポートができる者が、学校等に配置されてい  
る。
- (4) 発達障害による困難の改善に有効な支援機器やソフトウェアが開発・検証され、教師により支  
援ニーズに合わせて適切に活用されている。
- (5) 学校施設内に、子どもが興奮を静めたり、リラックスしたりできるスペースがある。
- (6) 学校施設や備品、教材・教具において、発達障害の特性に応じた合理的配慮が行われるよう研  
究が進められ、その成果が直ちに活用されている。
- (7) 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等が必要とするときに、助言及び支援を行う外部  
組織がある。
- (8) 中学校区域程度のエリアで、学校など関係機関を地域的にコーディネートできる体制が整備さ  
れている。

**(1) 全ての幼児児童生徒が発達障害について、その発達段階に応じて適切に理解することにより、発達障害児等とともに健やかな学校生活を送ることができる。**

#### <解説>

発達障害のある幼児児童生徒は、適切な対人関係を築くことや暗黙のルールを含めて社会性のある行動をすることに困難があるので、同級生とトラブルを起こすことがあるばかりでなく、いじめにあうことも少なくない。このようなことが起きないようにするためには、本人への適切な指導・支援だけでなく、全ての幼児児童生徒がその発達段階に応じて発達障害について適切に理解し、どのように接して共に学校生活を送ることが望ましいかを知ることが必要である。これによって発達障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒が学校において安心できる環境の元でお互いを支え合い高め合って充実した学校生活を送ることができるようになる。また、通常の学級において、全ての幼児児童生徒が発達障害についての理解があれば、教師が発達障害のある幼児児童生徒に必要な個別の配慮を行いやすい。具体的には、①発達障害のある幼児児童生徒が、いじめ等を受けることなく安心して学校生活を送ることができるような環境を作ること。②発達障害のある幼児児童生徒が、できるだけスムーズな友人関係をもてるようになること。③発達障害のある幼児児童生徒に対して教師の行う個別的な支援について周りの子どもが理解し協力的になること。④長期的にみて、発達障害のある人を含めたノーマライゼーション社会を実現していくことなどが上げられる。

これらの指導は、トラブルが発生した時を含めて、全ての学校生活における様々な機会を捉え、発達障害のある幼児児童生徒の抱える困難についての理解を得ていくように全ての教師が努める。全ての学校が総合的な学習や道徳の時間等を活用することとし、実際の指導にあたっては、学年段階等に応じた指導内容を選択し、指導方法を工夫など、それぞれの発達段階に応じて適切に発達障害についての理解を促すことが重要となる。

全ての子どもが、学校教育等の早い段階から発達障害について理解し、適切な関わり方の経験を積んでおくことで、社会全体が発達障害を理解し支援するノーマライゼーション社会の実現に大きく寄与するものと考えられる。

**(2) 少人数学級の具現化が図られ、授業や生活上必要なサポートを行う者が、学校に配置されている。**

#### <解説>

現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務教育標準法）の改正によって1学級当たりの編成上限数を変更し、少人数学級実現への施策が進められようとしているが、特別支援教育を推進していく上で、支援に直接携わる人材の確保は極めて重要な課題である。例えば、特別支援教育推進体制モデル事業においても、教育相談や支援教員の加配が有効であるとの報告があること、県費や市費による教員免許保持者の講師、大学院生等の教育補助者の配置などの独自の支援が効果を上げていることから、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもの支援にとって少人数学級の実現の効果は高いと考えられる。また、各都道府県、市町村、さらには学校において、介助員やボランティア等の地域人材を活用するなど、さまざまな工夫や取り組みがなされているところであり、その効果が報告されてきている。既に、平成19年度から地方交付税措置として、「特別支援教育支援員\*」が配置され、全公立小中学校におよそ1人の特別支援教育支援員を配置できる規模となっているが、幼稚園、高等学校を含める配置対象の拡大や量的な充実が引き続き求められている。\*特別支援教育支援員とは、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者である。また、特別支援教育支援員やボランティアの活用について、その役割や人材確保方法等、さらには各都道府県、市町村、学校での具体的な事例が文部科学省よりだされているので参考にされたい。

### (3) 発達障害児等及びまわりの子どもに対し、心理的サポートができる者が、学校等に配置されている。

#### <解説>

ここでいう心理的サポートが出来る者とは、各小・中学校等の校務分掌上に位置付けられている教育相談担当教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどを意味している。特にスクールカウンセラーは、平成7年度から当時の文部省の調査研究事業として配置が開始された。現在は臨床心理士がスクールカウンセラーとして中心的な役割を担っているが、事業開始当初は、不登校対策が喫緊の課題であった。しかし、不登校児童生徒の中には発達障害の二次的な障害としてその状態像を示しているケースも多いことから、スクールカウンセラー自身が発達障害についての専門性を高めていく必要がある。

スクールカウンセラー及び教育相談担当教員などの主な活動は、①カウンセリング等を通して本人への心理的な安定や情緒の安定を保つこと、②学級担任などへコンサルテーションを行うこと、③保護者や関係する児童生徒に対する面接や教育相談を行うこと、④心理検査等を実施し、検査結果を関係者に説明するなど教育に活かすための助言等を行うこと、⑤専門機関への紹介や調整役を行うこと等である。

現在、スクールカウンセラーが学校に常駐しているところはほとんど無く、スクールカウンセラーの支援を常時受けることが困難な状況である。一方、校務分掌上は各校に位置付けられている教育相談担当教員や養護教諭は、スクールカウンセラーと同様な活動を実施している学校もあるが、あくまでも兼務であることや、専門的な教育を受けていないケースもある。したがって、スクールカウンセラーの各校常勤の実現を望むと同時に、養護教諭らの発達障害に関する専門性の向上が望まれる。

### (4) 発達障害による困難の改善に有効な支援機器やソフトウェアが開発・検証され、教師により支援ニーズに合わせて適切に活用されている。

#### <解説>

文部科学省では「小・中・高等学校及び特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材の在り方、それらを使用した効果的な指導法や教育的効果、通常の学級において使用する際の配慮等について、実証的な研究を実施する」ために『発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業』を実施するなど、発達障害のある幼児児童生徒の困難を改善する教材・教具、支援機器についても開発や試行が徐々になされてきている。近年は、障害による困難を改善する様々な支援機器が開発されてきており、周囲のちょっとした物音で注意が逸らされやすい子どもがノイズキャンセリングヘッドホンを用いることや、書字障害のある子どもがワープロを用いること、板書をノートに書き写すことが困難な子どもがカメラに板書を記録すること、等々が試みられている。また、発達障害のある幼児児童生徒の学習用のソフトも開発されている。この他にも、いわゆるデジタル教科書を活用して学習児の注意集中に役立てる等の試みが行われている。まとめると、①発達障害のある幼児児童生徒が学習等で抱える困難を改善すること、②これによって学習の効率を上げること、③授業への参加意欲が高まるなどの効果が期待できる。

これらが学校で使用されるためには、支援機器等の有効性の立証によって通常の学級における支援機器の積極的導入への合意形成がされること、特別支援教施策の中で支援機器についての予算が確保されること、教員を対象とした研修を充実させることが重要である。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画に位置付いた導入により、簡便な「ローテク (Low-Tech)」教材から「ハイテク (High-Tech)」支援機器まで、ニーズに合わせて適切に活用されることが大切である。

さらに、このような支援機器を発達障害のある幼児児童生徒が通常の学級の中で周囲の子どもの目を気にすることなく使えるようになるためには、4. (1)にあるように全ての幼児児童生徒が発達障害のある幼児児童生徒の抱える困難について理解していることが必要である。



## (5) 学校施設内に、子どもが興奮を静めたり、リラックスしたりできるスペースがある。

### <解説>

平成 19 年 4 月の改正学校教育法の施行による特別支援教育制度の導入により、小学校及び中学校施設整備指針の特別支援教育関連規定を同年 7 月に一部改訂した。この中には、発達障害を含めた教育上特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した施設計画の必要性が述べられている。関連項目を具体に見ると、通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症又は ADHD 等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を普通教室等に隣接又は近接して計画することが望ましいこと、そしてその空間は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ、安全性を十分考慮した面積、形状等とすることが重要であり、さらに、個別学習や小集団による学習のための空間として計画することも有効であると述べられている。

すなわち、①心理的な安定を図ること。②カウンセリング機能を持つこと。③障害の状態の改善・克服を目的とする指導を行うこと。④教科指導（個別）等、多様な学習活動に柔軟に対応できるなどの場（スペース）が必要である。これらのスペースでは、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。

学校によっては、空き教室の活用や、保健室等にその機能を持たせているところや、気持ちを落ち着かせることができる配色や質感に配慮した教室、室内に精神的疲労時に休養できるスペースを設けるなど、さらには、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を使用したり、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える（「教室の構造化」）などの工夫をしているところがある。

特別支援教育制度の導入により、小学校及び中学校施設整備指針（平成 21 年 3 月）には、「発達障害を含めた障害のある児童の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である」とされており、これら指針にあわせた施設設備の早急の実現が望まれる。

## (6) 学校施設や備品、教材・教具において、発達障害の特性に応じた合理的配慮が行われるよう研究が進められ、その成果が直ちに活用されている。

### <解説>

この項目は、教材・教具や学校施設、備品等のユニバーサルデザイン化に期待するものである。スロープや手すりの設置、トイレの仕様の変更等施設のバリアフリー化にとどまらず、感覚過敏等に関連する運動会の号砲、教材等の素材の見直しや、見通しが持てず不安を感じやすい子どもに対して小黒板等でのスケジュールの提示や、言葉のみでの理解が難しい子どもに対しては視覚的に提示できる教材・教具の工夫などが行われることも期待される。なお、この再評価に当たっては、バリアを取り去るばかりでなく、不得意な環境への順応の可能性やより適切な環境への調整などの視点、さらには、通常の学級で工夫されているクラス内の掲示等も重要であり、学校全体から個々への支援へとバランスのとれた検討が重要となる。

また、読みに困難のある生徒に対しては、入学試験においても試験時間の延長や拡大文字問題冊子の配布、別室受験の設定など行われ始めており、今後その成果が、中学、高等学校も含めた通常の試験等の場面でも活用されるようになることが望まれる。

その一方で、「教育の情報化ビジョン（骨子）」（文部科学省，2010）には、発達障害のある子どもたちについては、情報機器に強く興味・関心を示す者もいるとして、学習意欲を引き出したり注意集中を高めたりするための情報通信技術への期待を述べており、子どもの特性を生かした教材・教具、支援機器としての ICT 利用の研究と成果の活用が期待される。

これらの合理的配慮に関する研究成果が現場で利用されるためには、(4) で述べた研修講座等の充実などが合わせて実施される必要がある。

**(7) 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等が必要とするときに、助言及び支援を行う外部組織がある。**

**<解説>**

小・中学校では特別支援教育体制の整備が進み、校内委員会が設置され特別支援教育コーディネーターが指名されているが、校内だけでは十分に対応できない場合もある。また、幼稚園や保育所、高等学校では特別支援教育体制の整備はまだ不十分な段階にある。このような現状の中で、小中学校において校内だけでは十分な対応ができない場合には専門性の高い外部組織による助言や支援が必要となる。校内体制の整備が十分にできていない幼稚園や保育所、高等学校については、校内体制の整備も含めた外部組織による助言や支援が必要とされている。このような外部組織としては、特別支援学校があげられるが、学校の所在地によっては特別支援学校が遠くて利用しづらい場合もあるなど、利用できる外部組織の充実度は地域によってかなり異なっている現状がある。また、巡回相談や専門家チームを充実させて成果をあげつつある地域もあり、このようなシステムの充実、活用も重要である。したがって、今後は、全国どこでも幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校が利用できる専門性の高い外部組織が設置されていると共に、利用しやすい体制を整備していく必要がある。具体的な機能としては、①幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校が、いつでも専門性の高い助言や支援を得られること、②これによって、在籍する発達障害のある幼児児童生徒が的確な支援を受けられることが上げられる。このためには、発達障害について高い専門性を持つ機関を全国に広く設置すること、全ての特別支援学校が発達障害の支援について高い専門性を持ち、そのセンター的機能として地域の幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校に助言や支援ができるようにすること、巡回相談や専門家チームを充実させ、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校が、いつでも専門性の高い助言や支援を得られるようにすること、発達障害についての高い専門性を持った教育センターや発達障害支援センター、医療機関、福祉機関等の充実を図ること、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校が、上記の外部の専門機関を利用しやすい体制を整備することなどが重要である。

**(8) 中学校区域程度のエリアで、学校など関係機関を地域的にコーディネートできる体制が整備されている。**

**<解説>**

特別支援教育が開始され、各学校では校内委員会や特別支援教育コーディネーターの設置が進み、それぞれの活動が開始されている。しかし、各学校には、発達障害を含めた特別な教育的支援の必要な児童生徒が多いことや、指導や支援が可能な特別支援学級や通級指導教室が全ての学校に設置されていない現状から、学校内で問題や課題を解決できない場合も多い。そこで、中学校校区を一つの単位として考え、校区エリア内での学校の課題や問題をカバーするという考え方がある。中学校区内のエリアカバーは、各小学校の卒業生が進学する中学校を拠点とすることから、学校間で教員が連携をとりやすい。もちろん、その考え方を実現するためには、市町村レベルの教育委員会のマネジメントが重要である。

この体制が持つべき機能とは、①教育委員会のマネジメントにより、中学校区の連携システムをより強固にすること、②各学校の特別支援教育コーディネーターが学校間の連絡調整を担うこと、③中学校区で支援が必要な児童生徒の確認を行うこと、④支援が必要な児童生徒の具体的な対応を校区内で検討し、具体的な指導や支援を実施することなどであろう。実現に向けた具体的な方法として、学校区における特別支援学級や通級指導教室の計画的な配置を実施することによって、障害のある児童生徒の連続的な指導を継続することや、学校間で資源の有効活用をすることなどが考えられる。

また、中学校区におけるエリアカバーについては、本研究所のプロジェクト研究「小・中学校における障害のある子どもへの『支援体制の在り方』及び『交流及び共同学習』の推進に関する実際研究」

や、新教育システム開発研究の結果も参考になる。例えば、中学校区をブロックとして位置付け、ブロック内での支援が必要な児童生徒を、より専門的な特別支援学級担任等が巡回指導を行い、校区のエリアカバーを実施するなどの例がある。各学校での実践や専門家の資源においても限界があることから、今後の支援体制の構築の一つとして、教育委員会のマネジメントのもとに、各校の特別支援教育コーディネーターが連絡調整役を担いながら、中学校区を単位とした具体的な支援やサポート体制を構築することは可能であろう。

#### 【参考資料・文献】

##### (2) について

- 1) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2007）：『特別支援教育関係ボランティア活用事例集』
- 2) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2007）：『「特別支援教育支援員」を活用するために』

##### (4) について

- 1) 平成 21 年度「発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業」中間報告書、  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/1298377.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/1298377.htm)

##### (5) について

- 1) 文部科学省大臣官房文教施設企画部（2009）：『小学校施設整備指針』
- 2) 文部科学省大臣官房文教施設企画部（2009）：『中学校施設整備指針』

##### (6) について

- 1) 大学入試センター：平成 23 年度大学入試者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）
- 2) 文部科学省（2010）：教育の情報化ビジョン（骨子）～ 21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～
- 3) CAST（2008）Universal design for learning guidelines version 1.0. Wakefield, MA : Author.

##### (8) について

- 1) 特別支援教室制度研究会（2006）：代表 国立特別支援教育総合研究所「学校運営の裁量拡大による特別支援教室制度に向けた検討－7 市 20 校の実践報告の 1 年次のまとめ－」文部科学省「新教育開発プログラム特別支援教室制度に関する研究報告書」.
- 2) 国立特別支援教育総合研究所（2008）：「小中学校における障害のある子どもへの教育支援体制に関する在り方の推進に関する実際研究」プロジェクト研究報告書.

## 5. 切れ目のない連携

生涯にわたり一貫性のある支援をいつでもどこでも  
受けることができるために

出生前から発達障害に関する情報提供が十分になされ、乳幼児期から就労後に至るまで生涯にわたる一貫した支援がいつでもそして全国どこでも受けられるように、保健、福祉、教育、医療、労働等の関係機関・学校等における横断的かつ縦断的な連携により、情報が共有化され、個別の支援計画が策定・活用されている。そして、保護者の了解のもと、個人情報の保護もきちんと管理されていることが重要である。

以下の5つの小項目で構成されている。

- (1) 早期に全員に渡せる子育て支援のファイル等を本人または保護者が所有し、発達相談の初期から就労後にいたるまで生涯にわたり活用できるようになっている。そして、そのことが関係機関間で周知されている。また、ITの活用などによって発達障害児等の個人情報を関係機関が継続して共有する仕組みがあり、その際、個人情報保護等にも配慮されている。
- (2) 子育て支援のファイル等により支援内容が全ての関係機関に周知され、それぞれのライフステージにおいて一貫した支援が継続的に行われる体制が確立されている。
- (3) 発達障害児等のライフステージを通して、「個別の支援計画」（「個別の教育支援計画」を含む）が策定・活用され、定期的に見直しが行われている。そして、学校は「個別の指導計画」を作成し、それに基づき日々の指導を行っている。また、これらの情報は、子育ての支援ファイル等と相互活用されている。
- (4) 生涯にわたる支援という視点から、教育・福祉・労働の連携により、発達障害に対応した学校教育から就労等の社会参加への移行に関する支援がスムーズに行われている。
- (5) 出産前から関わる保健機関等、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、卒業後の関係機関にいたるまで連携が図られており、必要な支援について、保護者の了解のもと、機関・学校間で十分な情報提供や意見交換の場がある。

**(1) 早期に全員に渡せる子育て支援のファイル等を本人または保護者が所有し、発達相談の初期から就労後にいたるまで生涯にわたり活用できるようになっている。そして、そのことが関係機関間で周知されている。また、ITの活用などによって発達障害児等の個人情報を関係機関が継続して共有する仕組みがあり、その際、個人情報保護等にも配慮されている。**

#### <解説>

生涯にわたり一貫性のある支援を実現するためには、親子が歩んできた歴史を十分に踏まえる事が肝要である。すなわち、本人の生育歴、医療歴、療育歴、教育歴等はもちろん、保護者の子育てに関するおもいを的確に把握しておく必要がある。しかし、本人の成長に伴っていくつもの機関を利用するようになると、それぞれの機関が別々に情報を持っており、それらが集約できない事が多い。また、保護者にとって生育歴等の聞き取りは心理的な負担が大きく、それが多数の機関でくり返し実施される事に対する不満が多い。

そこで、生育歴や各機関での検査結果、個別の支援計画や支援内容の記録等を、出生時から1冊のファイルに綴じ込んでいく方法が考えられる。こうすることで大切な情報が一元的に管理されると同時に、生涯にわたって複数の機関で活用することが可能になる。なお、ファイルを本人または保護者が所有し、必要な情報のみを提示することで個人情報保護上の課題も解決できる。さらに、初めて利用する機関でも生育歴等の情報はあらかじめ記載したものを提示することで伝達でき、保護者の心理的な負担は大きく軽減される。例えば、教育委員会が子育て支援のファイルを作成にし、乳幼児期の初回相談時から利用を開始することができるようにしている自治体もある。

生涯にわたり、このような子育て支援のファイル等を効果的に活用していくためには、これらのファイル等の存在が各関係諸機関に周知されていることが重要である。

こうしたファイルの内容を地方公共団体がITを活用して管理することも考えられる。母子保健から幼稚園・保育所、療育機関、医療機関、学校等を電子ネットワークでつなぎ情報を共有する。例えば、教育委員会、発達支援室、福祉事務所、保健センター、幼稚園・保育園、ことばの教室・療育教室、小・中学校、特別支援学校をつなぐITネットワークを構築し活用している自治体もある。なお、これは、保護者に開示することを前提としたネットワークとなっている。なお、ITの活用にあたっては、情報セキュリティの確実な保持が必須である。また、個人情報の利用及び保護について条例等に明記し、利用者に対する十分な説明と同意が不可欠である。

**(2) 子育て支援のファイル等により支援内容が全ての関係機関に周知され、それぞれのライフステージにおいて一貫した支援が継続的に行われる体制が確立されている。**

#### <解説>

子育て支援ファイル等に個別の支援計画のコピーを挟んでおくなどして、その子どもに対する支援内容が全ての関係機関に周知されており、教育・医療・保健・福祉・労働等の各領域の機関とで支援内容の役割分担等について互いに連携できることが重要である。また、発達障害のある方々は、個人によって、支援ニーズのある領域やその程度は様々であるが、生涯わたる支援を必要とする方も多い。乳幼児期、学齢期、青年期、老年期とライフステージを経ていく中で、一貫した支援が継続的に行われる体制が確立されていることが必要である。

**(3) 発達障害児等のライフステージを通して、「個別の支援計画」（「個別の教育支援計画」を含む）が策定・活用され、定期的に見直しが行われている。そして、学校は「個別の指導計画」を作成し、それに基づき日々の指導を行っている。また、これらの情報は、子育ての支援ファイル等と相互活用されている。**

#### <解説>

配慮を要する子どものライフステージを通じた支援には、教育、福祉、保健、医療、労働等の多様な支援が必要となってくる。しかし、これらの支援を担う機関は、目的別、年齢別に専門分化しており、複雑で利用しにくく、支援の情報も他機関に引き継がれにくい状況があった。そこで、それぞれの専門的立場からライフステージに応じた一元的な対応を図ることを目指し、配慮を要する子どもとその保護者に対して、保護者の参画を得て、教育的支援を含めた「個別の支援計画」を策定することが求められてきた（「障害者基本計画」平成14年2月）。また、平成19年12月25日に出された「重点施策実施5カ年計画」（内閣府障害者施策推進本部）において、個別の支援計画の策定・活用が謳われている。「個別の支援計画」は各ライフステージ、さらには必要に応じて見直しがなされ、その時々々の個々のニーズに合った支援内容となっていかなければならない。また、学校においては、この教育的支援を含めた「個別の支援計画」と関連づけながら、一人一人の指導目標や指導内容を具体的に示した「個別の指導計画」を作成し、それに基づいた指導がなされていかなければならない。

「個別の支援計画」をツールとして、ライフステージに応じて、「個別支援会議」を開催するといった活用ができる。「個別支援会議」では、様々な支援機関や支援者が集まり、個々のニーズに合った支援計画や支援の評価及び見直しを行う。

これらの参考例としては、個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成と次のステージへの引き継ぎを総合教育相談窓口を中心に行われているといった事例がある。また、ITネットワークの中で教育相談ファイルが引き継いでいくなどの取り組みも行われている。また、学習支援センターが核となり、幼児ことばの教室と幼稚園の連携を促進し、「個別の指導計画」と「保育支援シート」を作成するなどの取り組みを行っている自治体もある。

**(4) 生涯にわたる支援という視点から、教育・福祉・労働の連携により、発達障害に対応した学校教育から就労等の社会参加への移行に関する支援がスムーズに行われている。**

#### <解説>

発達障害のある方々は、個々人によって、支援ニーズのある領域やその程度は様々であるが、生涯にわたる支援を必要とする方も多い。特に高校または大学等の最終教育機関から、就労等の大人の生活へと移行する段階は環境の変化も大きく、また、これまで教育機関や福祉機関からの支援が中心だったものから、福祉機関と労働関係諸機関からの支援が中心となっていく。こうした大きな変化の時期にとぎれることなく支援が引き継がれていくことが大変重要である。

例えば、知的障害の特別支援学校では、高等部の在学中から、就労現場での現場実習を積み重ねていたり、ハローワーク等の労働諸機関と連携して支援会議を開催するなどして、社会生活や社会参加へスムーズに移行できるような支援を行っている。こうした取り組みは、発達障害のある青年の支援にも参考になる取り組みである。

**(5) 出産前から関わる保健機関等、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、卒業後の関係機関にいたるまで連携が図られており、必要な支援について、保護者の了解のもと、機関・学校間で十分な情報提供や意見交換の場がある。**

**<解説>**

「小中連携」「中高連携」については、進路指導もしくは学力向上のための研究課題としての取り組みはあるが、地域の実情に合わせて学校単位で取り組まれているのが現状である。また、小一プロブレムが深刻化し、保育所や幼稚園と小学校の「幼保小連携」が全国で広がりつつあるが、生涯にわたり一貫した継続的、縦断的な連携はシステム化されていない。発達障害者支援法では、国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携の確保と、必要な協力体制の整備を行うこと等、関係機関の横断的な連携・協力の重要性について示されている。

出産前から関わる保健機関等も含め、発達障害児・者が関係する機関・学校間で、横断的な連携と共に継続的、縦断的な連携が図られ、必要な支援について、保護者の了解のもと、十分な情報提供や意見交換がされる場が保障されていることが重要である。

実現に向けては、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関の横断的な連携により、必要な支援についての情報の共有化が図られ、生涯にわたり支援が継続されるように、縦断的に連携がつながるように情報交換や意見交換の場を行政としてシステム化することが考えられる。参考事例としては、健診後のフォロー、療育、保育園・幼稚園への支援の流れを健康福祉部子ども総合支援室がコーディネートし、小・中学校では、巡回相談と専門家チームにより支援が引き継がれるといった取り組みがなされている自治体もある。また、福祉部署である発達支援室が教育委員会と連携し、保・幼・小・中の引き継ぎと連携、高校への引き継ぎと連携をコーディネートしているといった事例もある。また、教育委員会が委嘱した保育所、幼稚園、小・中学校の保育士、教員から構成される「特別支援教育教育相談会」において教育相談が行われ、移行について引き継がれるなどの取り組みを行っている自治体もある。

---

(涌井 恵・藤井茂樹)

## 6. 保護者・家庭支援

### 保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができるように

発達障害者の支援を考えると、保護者・家庭支援は重要な視点の一つである。子どもが発達障害の診断をされた時、保護者は少なからずショックを受けるものである。LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症といった障害の特徴は周囲から理解されにくく、子どもや保護者が困っている状態に対して、“育て方の悪さ”という見方をされることも少なくない。しかしながら、こうした周囲の目が保護者の心理的負担をさらに大きくする一因となる可能性が高い。

こうした状況に対し、まず多くの人が発達障害に関する情報を正しく知ることのできる環境が整備されていることが、啓発行動を効果的に実施する際の重要な視点である。

また、保護者が子どもの発達に不安を感じた時、安心して早期からの相談できるシステムが整っていることも重要である。必要な時、支援を受けやすいシステムや施設が身近な場所にあることは、保護者が安心して子育てができる環境作りにつながるであろう。また、子育ての様々な時点で保護者の思いに寄り添いながら、持続した支援が受けられるシステムがあることも重要である。保護者が安心して子育てを行うには、子育てを一時代行することができるレスパイトサービスが充実していることも不可欠である。

さらに、家庭という視点で支援を考えるのであれば、保護者のみならず、兄弟姉妹等についても配慮し、支援をすすめることが必要となろう。

以下の6つの小項目で構成されている。

- (1) 全ての保護者に対して、出産前から発達障害に関する必要な情報が提供されている。
- (2) 保護者が必要なときにいつでも子育てに関する相談ができ、支援を得られる体制が整っている。
- (3) 保護者に経済的な負担なく、早期からの支援が受けられる。
- (4) 当初保護者の理解が得られない場合でも、継続的な支援により、子どもの状態を受けとめられるようなサポート体制が整っている。
- (5) レスパイトサービス(子どもの一時預かり等)が必要なときに利用できる体制が確立されている。
- (6) 兄弟姉妹等への支援も含めた家庭支援を、関係部局が横断的に行うシステムが確立されている。



## (1) 全ての保護者に対して、出産前から発達障害に関する必要な情報が提供されている。

### <解説>

妊娠中から子どもの成長に応じて、その時々発達障害に関する必要な情報が、すべての保護者に提供するシステムができてきていることは、発達障害に関する啓発を進める上で非常に大切なことである。

例えば、保護者が発達障害について知りたいと思ったときに、その情報がいつでも入手できるよう、公的な広報誌や機関の情報誌、パンフレット等が配布されていたり、妊婦教室や健康教室をはじめ、身近に情報収集のできる場が提供されていたりすることは重要である。さらに、発達障害に関する診断や治療、訓練が受けられる機関、日々の療育を受けられる機関、就学や進学に関する教育相談ができる機関等に関するリソースマップ等が提供されることや、具体的な情報等が必要なとき容易に入手できるシステムができていることも必要である。

また、保護者が積極的に情報の収集を行うことが難しい場合には、保健師、保育士等、子どもの身近にいる者が、必要と思われる情報を保護者にいつでも提供できることが求められる。

さらに、別の地域に転居する場合、どこに連絡すれば発達障害に関する相談ができるかという情報がすぐに手に入れられるよう、他地域の関係機関に関する情報が入手・整理されていることや、ネットワークシステムができていることも必要である。

発達障害に関して関心が高まり、理解が得られやすい社会的環境が作られていくことは、早期発見と早期支援の機運となる。また、子育てへの不安感を軽減することにつながることも可能となる。

## (2) 保護者が必要なときにいつでも子育てに関する相談ができ、支援を得られる体制が整っている。

### <解説>

保護者は子育ての過程において、子どもの発達・成長に伴い、様々な思いや願いを抱くとともに、疑問や迷いに直面したり、マスコミの報道などから入手した情報に戸惑いを覚えたりする。そうした際に、保護者が一人で心配や不安を抱え込むのではなく、子どもの発達や行動等について気軽に相談できたり、支援を得られたりする体制が居住地域内に整っていることで救われることが少なくない。

例えば、保健センターが行っている乳幼児健康診査の機会や、児童相談所、また各自治体によって名称は異なるが、子育て支援センター、家庭教育支援センター、こども発達相談センターなどがそうした相談機関にあたる。地域に相談ができる場があり、情報が周知されていることが、安心して子育てに取り組むための支援につながる。

さらに、子どもが、母親以外の大人や友達と安心して関わられるように支援することを目的とした、親子教室の設置と共に、保護者にとっても、母親同士あるいは母親以外の人と情報交換ができる機会が得られることも重要である。これらが、自治体により企画・展開される場合には、各自治体の広報やパンフレット、ホームページ等で常時情報提供をしていくことが求められる。

## (3) 保護者に経済的な負担なく、早期からの支援が受けられる。

### <解説>

発達障害に気付き、医師からその疑いを指摘されると、保護者は不安とともに何とか我が子の成長と障害の軽減のためにいろいろな情報を入手したり、専門機関等を利用したりすることになる。しかし、こうした専門機関の中には高額な費用を要するところもある。我が子の障害に早期に気づきながら、その障害を軽減・克服するための支援を受ける際にかかなりの経済的な負担がかかるとすれば、保護者は二重の苦しみや不安に駆られることになる。こうした経済的負担から、支援を受けることをあ

きらめたりすることのないように、保護者や子どもが早期から安心した支援が受けられるようなシステムが必要である。また、そのためには、地域に、待機なく早期から利用できる支援機関があり、適切な費用で誰もがその支援を受けることができるよう、施設等が充実していることが重要となる。

さらに、居住する地域に、子育ての悩み相談やおもちゃの貸し出し、子どもや保護者同士の交流など、子育てについて同じ悩みを持つ者同士のネットワークが作れるよう、助け合い、協力し合う体制や場作りがサポートされることも重要である。

#### (4) 当初保護者の理解が得られない場合でも、継続的な支援により、子どもの状態を受けとめられるようなサポート体制が整っている。

##### <解説>

我が子に発達障害の疑いがある等の診断を医師や専門機関から受けても、保護者としては容易に受け入れがたいものである。自分の子育てが間違っていたのではないか、一時的な現象ではないか、この子の個性で障害ではないかと様々な思いが巡る。そのような時、保育園や幼稚園・学校の先生から子どもの成長発達を促すため、継続的な支援を受けるよう勧められても、我が子が特別視されているように感じて、そうした勧めをにわかに受け入れることができないことも多い。一方で、子どもは集団の中でどのように自分を振る舞っていけばいいのか、仲間とどう関わっていけばいいのか、自分のやりたいことがなぜできないのか等、困惑したまま過ごしていることが多い。こうしたとき、保護者の思いを受けとめながら理解を促すよう、継続的に話し合える場があることは非常に重要である。保護者が自分を責めることなく、我が子の障害を受け止め、子どもにとって何が必要かを考えられるようになるには、一方的な押しつけでは難しい。また、障害を受け止めたように思われても、周囲の人から子どもの様子について意見をされた時、進学について考える時等、様々な場面で子どもの障害について悩むことがある。そうした時のためにも、温かな息の長い支援があることが大切である。

一方で、子どもが安心して幼稚園・保育所や学校で過ごすことができるよう、子どもに支援を行っていくことも必要である。保護者の理解が得られるのを待ってから支援を始めるのでは、その間に子どもにとって必要な支援が行われないことになってしまう。また、保護者の理解が遅くなれば、その間に子どもから支援の機会を奪ってしまっている可能性もある。

しかしながら、保護者の理解が得られない状態で、子どもに目立った支援をすることが難しいこともある。そのような場合には、集団全体に支援を実施する形を取る等、バランスを見ながら支援を進める方法を考える必要がある。

#### (5) レスパイトサービス(子どもの一時的預かり等)が必要なときに利用できる体制が確立されている。

##### <解説>

発達障害者支援法では、第九条で「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。」と放課後児童健全育成事業の利用に関することが記載されている。また、第十三条では「都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。」と発達障害者の家族への支援を示している。

このように、発達障害のある子どもへの支援だけでなく、その家族、特に保護者に対して支援することは、家族全員が快適で、安全な生活を送ることにつながっている。そのための支援方策の一つとして、レスパイトサービスがある。レスパイトとは「休息、休養させる」を意味している。レスパイトサービスは1970年代後半、在宅障害者・児の家族への、地域生活支援体制の一つとして欧米で始まっ

たものであり、日本でも15年程前から取り組まれている。介護を必要としている人と生活している家族が、一時的に一定の期間、介護から開放され心身の疲れを回復し自由時間を確保するためのサービスである。

このサービスには、例えば、保護者自身の親の入院介護等の理由で子どもを預けざるをえない場合等、保護者の様々なニーズに柔軟に対応していく体制が整っていることが必要である。また、今後は、利用者だけでなく、地域に生活する市民全体に対して開かれていることが求められる。地域団体や地域住民との交流を深め、ボランティアの活用を図るなど、積極的に地域との連携がはかられている必要がある。

#### (6) 兄弟姉妹等への支援も含めた家庭支援を、関係部局が横断的に行うシステムが確立されている。

##### <解説>

家族に発達障害のある子どもがいる場合、支援を必要としているのは、発達障害のある子どもだけではない。子どもと共に過ごす、兄弟姉妹等の家族もまたこころのバランスを崩している可能性がある。特に、乳・幼児期から小学生頃までは、両親の愛情を求める時期である。その時期に愛情を感じる経験ができなかったり、我慢をすることが日常的になったりしてしまうことで、様々な神経症的な症状を出したり、無理に両親に望まれるような振り舞いをするようになってしまうことがある。また、保護者が落ち込んでいる様子を目にしたたり、発達障害のある兄弟に意識を向けざるを得なかったりすることが多くなる可能性もある。さらに、発達障害のある子どもの兄弟姉妹は、両親から、将来、兄弟の面倒をみることを過度に期待される場合も少なくない。こうしたことから、本来の家族全体のバランスが変わり、崩れてしまう可能性がある。

そのため、子どもの発達に関係する部局は、発達障害のある子ども本人への支援だけを考えるのではなく、その子どもを取り囲む家族全体、兄弟関係等を視野に入れて、支援の方法を考える必要がある。また、例えば、療育機関と幼稚園、特別支援学級と通常の学級というように、発達障害のある子どもが利用する教育機関と兄弟姉妹の通う教育機関が異なる場合にも、両方でスムーズな情報の共有化ができるようなシステムが必要である。その際、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を検討することも求められる。

---

（伊藤 由美・笹森 洋樹）

## 7. 社会基盤の充実

### 発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために

インクルーシブな社会、障害の有無にかかわらず、老いも若きも、男も女も、互いに助け合い、協力しながら築く「共生社会」を作るには、その構成員たる国民や地元住民等の理解を深め、共に生活し、協力し合って地域社会をより向上させようと考えていける社会基盤の確立が求められる。

それにはまず、すべての国民が、発達障害を正しく理解するとともに、「共生社会」の意義と大切さ、そのために人としてすべきことの理解と実践など、継続した情報提供や学習等がシステムとして行われていることが重要である。またこうしたことが継続的に実施していくのをバックアップする組織が充実していることも大切な点である。

発達障害のある子どもやその保護者に温かなエールを送ることが、彼らに勇気を与え、豊かな社会生活を支援することにつながっている。彼らを社会全体で支え、共に生きる社会の実現はこうした社会基盤が充実することで、はじめて可能になる。

以下の10の小項目で構成されている。

- (1) 発達障害者が必要なときにさまざまな公的サービスを総合的かつ容易に受け取ることができるシステムがある。
- (2) 市区町村では発達障害児等へ支援施策を積極的に行っており、発達障害者支援センター等には市区町村の支援体制をバックアップする体制がある。
- (3) 保護者団体、当事者組織及びNPO法人等の活動及び支援者の育成への公的な支援が行われている。
- (4) 発達障害に関して国民が適切な理解を得ることができるよう、継続的な啓発活動が行われている。
- (5) 社会教育や地域における様々な活動において、発達障害者を理解し支援する取組が行われている。
- (6) 企業等の理解が促進され、発達障害者が就労できる職場環境が整っている。
- (7) 国に発達障害者への支援に関して、調査・研究・相談業務等を行うナショナルセンターがある。
- (8) 発達障害に関する基礎的な調査・研究（脳科学を含む）が継続的になされている。
- (9) 発達障害者に対する支援を適切に行うことができる医療、福祉、教育、労働等の人材の養成と適正な配置が計画的に行われている。
- (10) 全ての教育、医療、福祉、労働の関係者が発達障害に関する基本的な知識を有し、本人が障害について適切に理解できるよう支援がなされている。

**(1) 発達障害者が必要なときにさまざまな公的サービスを総合的かつ容易に受けることができるシステムがある。**

**<解説>**

発達障害者のこころの発達や円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を開始することが重要である。そのために発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことについての国や地方公共団体の公的サービス事業がある。また、学校教育における発達障害への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定などを通して、発達障害者の自立および社会参加に役立つように生活全般にわたる支援を総合的に図り、福祉の増進のために必要な法律やシステムが整備されている。この拠り所になるものは発達障害者支援法である。

そのほかに、各種のサービスを容易に受けやすくするために交付されている療育手帳制度、障害年金制度などがある。

発達障害者支援法で規定されている主だったこととして、

①児童の発達障害の早期発見、支援に関して

- ・母子保健法や学校保健法で規定されている乳幼児健康診査や就学時健康診断がある。
- ・発達障害の疑いがある場合、適切な支援や継続的な相談を行うために発達障害者支援センターがある。
- ・放課後児童健全育成事業では、発達障害児の利用の機会の確保を図るために、適切な配慮をする。

②発達障害者の就労支援に関して

- ・公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどは連携して就労の機会の確保をする

③発達障害者の家族支援に関して

- ・児童相談所など関係機関が連携して取り組んでいく。

また、療育手帳制度について、療育手帳は知的障害者に都道府県知事（政令指定都市では市長）が発行する障害者手帳である。知的障害者福祉法に記述がなく、昭和48年に当時の厚生省が出した通知「療育手帳制度について」に基づいている。

障害年金制度については、昭和34年に創設された国民年金では、保険料の拠出を年金支給の条件とした「保険主義」の考え方だけではなく、社会保障の考え方が大幅に取り入れられ、20歳前に初診日のある人も対象になっている。現行制度では、20歳前に初診日のある人は定額の障害基礎年金を受けることができる。自治体によっては、高機能自閉症者でも適応されている。療育手帳が取得できない程度の高機能者であっても、本人が自分に障害があることを認めることを書類にすることで可能になる。

窓口は自治体の年金課である。障害年金の裁定請求には保護者の作成する「病歴・就労状況等申立書」、初診日証明や診断書など受診状況等の証明書が必要である。また、障害基礎年金の年金額は、2級の障害については月額約6万円余りである。

発達障害者支援法に基づく取り組みや、高機能の発達障害者へ療育手帳の交付、障害年金制度の適応は、現状では自治体によって異なる。発達障害児者が居住する自治体によって公的サービスが異なるということは改善されていくことが求められる。先進的な取り組みやシステムのある自治体ではそれらに関する情報を公開し、まだそうした段階に届いてない自治体では、先進的な自治体の考え方やシステムを取り入れていくための検討が期待される。

平成22年12月に、障害者自立支援法が一部改正され、「障害者」の範囲を見直し、福祉サービスの対象に自閉症などの「発達障害」を明確に位置づけられた。注意欠陥多動性障害、学習障害、アスペルガー症候群などもこれにあたり、どの市町村でも、より支援が受けやすくなった。

**(2) 市区町村では発達障害児等へ支援施策を積極的に行っており、発達障害者支援センター等には市区町村の支援体制をバックアップする体制がある。**

**<解説>**

各市区町村において、居住する地域の中に支援体制があるだけでなく、その中核となって支援を推進していく機関があり、発達障害児等への支援を多方面から積極的にバックアップしていくシステムが必要である。

発達障害者支援センターが、その役割を担っているところが多いが、地域性を考慮して、有効的に働くシステムをそれぞれの地域で工夫されだしている。

また、発達障害者支援センター等の支援を推進していく機関が、市区町村の支援体制をバックアップする体制が整備されている。

身近なところでの支援システムから、より広域な範囲での支援システムが確立されると、発達障害のある子どもや保護者の活動も一層広がり、よりよい社会生活が送れる基盤となっていく。

発達障害者支援センター等の広域な支援システムが、身近な地域の支援システムで支援を受ける発達障害児者のバックアップにつながるシステムが充実している。

**(3) 保護者団体、当事者組織及びNPO法人等の活動及び支援者の育成への公的な支援が行われている。**

**<解説>**

これまでは、障害者団体のヒアリング等で身体障害、精神障害、知的障害の3つの障害の主要団体が対象となることが多かったが、発達障害者支援法の施行により、発達障害は新たに障害のカテゴリーの一つとして国に認められ、厚生労働省、文部科学省等において、様々な支援施策の取り組みがはじまっている。支援施策は当事者のニーズに応じて検討されなければならないが、国や地方自治体は、発達障害に関係する保護者団体や当事者組織及びNPO法人等に対して、支援施策に関するヒアリング、家族の権利擁護や支援、社会的理解の啓発、調査研究等の協力要請、専門家の養成等について、支援活動を行う必要がある。

現在、発達障害者支援法の成立とともに、日本発達障害ネットワーク（JDDネット）が発足しており、各地域においても、それぞれ本人、保護者が中心となった団体があり、NPO法人がある。今後は、発達障害者が、ライフステージとニーズに応じた支援が全国どこでも受けられるように、こうした保護者団体、当事者組織及びNPO法人等と連携を図り、支援活動に対する支援を行うことが重要になる。

**(4) 発達障害に関して国民が適切な理解を得ることができるよう、継続的な啓発活動が行われている。**

**<解説>**

発達障害に関する情報や支援を求めているのは、当事者だけではない。地域の中で発達障害のある子どもや保護者が安心して生活できるようになるには、すべての国民・市民の正しい理解と温かな支援が必要である。そのためには、すべての地域住民に対して、発達障害に関して理解が得られるように、継続した普及活動や啓発活動が行われることが重要である。

取組としては、全住民を対象に定期的に発達障害等にかかる情報パンフレットが配布されるシステムがあり、全住民を対象にした発達障害にかかる研修会や講座の開催等が考えられる。

## (5) 社会教育や地域における様々な活動において、発達障害児を理解し支援する取組が行われている。

### <解説>

発達障害のある子どもが地域の中で生活するには、保育所や幼稚園・学校等での取り組みだけでなく、学童保育やスポーツ少年団、様々な塾活動等、社会教育や地域の様々な活動において、その指導者や仲間に、発達障害を理解し支援する取り組みが必要である。

このことがやがて余暇活動のあり方としてその支援が広がることにつながる。さらに、発達障害のある子どもが家の中に閉じこもることなく、様々な支援を受けながらも、楽しい社会生活を過ごすことが可能になる支援システムを拡充していくことが大切である。

発達障害者が地域で生活するには、地域にあるすべての社会資源が互いに連携しあえる支援ネットワークが存在し、あらゆる社会資源（学童保育、図書館、塾、企業、スポーツ施設、娯楽施設等）が発達障害を理解し、支援できるネットワークがあることが重要である。

## (6) 企業等の理解が促進され、発達障害者が就労できる職場環境が整っている。

### <解説>

発達障害者支援法第十条において、「都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。」とし、同条二項には「都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。」と明記されている。このことを受けて更に、発達障害者が就労できる職場環境を整備していく上でも、企業等の適切な理解が図られ、積極的な理解啓発のための活動が展開され、促進されていることが大切である。

## (7) 国に発達障害児への支援に関して、調査・研究・相談業務等を行うナショナルセンターがある。

### <解説>

発達障害に関する教育面での情報を一括して提供できるようにするとともに、発達障害に関する調査研究を行うナショナルセンターを整備する必要がある。

発達障害のある子どもの支援や指導に、様々な機関が取り組んでいるところであるが、発達障害に関する情報を保護者や教育関係者が得るにはまだまだ十分とはいえないのが現状である。また、様々な機関から、有効な支援や指導を行うために、発達障害に関する情報が求められている。

こうしたことは、国として積極的に勧めるため、ナショナルセンターの設置をして、発達障害にかかる調査・研究、相談業務に積極的に取り組み、情報を広く提供していく必要がある。

現在、文部科学省では、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「発達障害教育情報センター」を設置し、Web サイトを通して、発達障害児の教育的支援のために、外部専門家や専門機関、教材等の情報提供を行うとともに、教員研修用講義コンテンツの配信、総合的調査、先端技術や ICT を活用した支援機器の使用に関する研究等を実施するなど、その情報普及を進めている。また、厚生労働省では、発達障害に関する知見を集積し、全国の発達障害者支援機関への情報提供を行うとともに、発達障害に関する情報の幅広い普及啓発活動を行うことを目的に、国立障害者リハビリテーションセンターに「発達障害情報センター」が設置されている。

**(8) 発達障害に関する基礎的な調査・研究（脳科学を含む）が継続的になされている。**

**<解説>**

発達障害に関する基礎的な調査については、近年の障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化などを踏まえて、今後の特別支援教育の在り方を検討するために、平成13年秋に調査研究協力者会議が設置され、平成14年2月～3月に「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」が実施され、平成15年3月に最終報告がまとめられた。この調査は、全国5地域の公立の小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒41,579人を対象として実施され、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合は、6.3%であるという結果を示した。

また、平成21年3月には、文部科学省は、平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒にして、複数の自治体の中学校に在籍する発達障害等困難のある生徒の学校卒業後の進路状況について調査を実施している。調査の結果、通常の学級に在籍する中学校3年生のうち、発達障害等困難があるとされた生徒の割合は約2.4%であり、そのうち約86.5%が高等学校に進学することとしているとの結果が得られている。これらの高等学校に進学する発達障害等困難があるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は、約2.1%であった。

なお、発達障害に関する基礎的な研究として、最近では、脳の発達と学習方法、コミュニケーション等、脳科学からの知見の蓄積を育児や学習指導に活かしていくことが重要という認識から、国内外で脳科学と教育との関わりを重視した取り組みが行われている。



**(9) 発達障害児に対する支援を適切に行うことができる医療、福祉、教育、労働等の人材の養成と適正な配置が計画的に行われている。**

**<解説>**

発達障害者支援法の第二十三条には、専門的知識を有する人材の確保等について以下のように示されている。

「国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。」

発達障害を発見・診断できる医療関係者、心理判定や心理的サポートのできる臨床心理士、カウンセラー等の福祉関係者、専門的な教育を行うことのできる教育関係者などに対する発達障害者の支援ニーズは高まってきているが、ニーズに応じられる専門的な知識を有する人材はまだまだ少ない。人材の養成と適正な配置が計画的に行われなければならない。

実現に向けては、大学病院や専門病院に行かなくても、地域の病院等で発達障害の診断・発見ができるように、医師、看護師、保健師等に対し医療関係者の人材育成として、発達障害に関する専門的知識を有するための研修等の機会を積極的に設ける。特に、学校の校医や地域の小児科等、子どもに直接関わりのある医師は、保護者にとっても診てもらいやすい立場にあり重要である。専門医がいる病院については、そのことを明記する。

教育関係者、心理的サポートのできる者の養成として、幼稚園・保育所、学校等で保育や教育に携わる者及び心理的サポートを行う立場の者は、教員や臨床心理士等を養成する大学等において、発達障害に関する基本的知識を学ぶことを必修とする。また、さらに専門的な知識を有する者については、発達障害に関する専門性を保持していることを明らかにするような資格等を設け、広く周知する。

人材の育成・養成と配置は国や地方公共団体が計画的に行うために、専門的な知識を有する医療、保健、福祉、教育等の関係者については、全国どこにいても支援が受けられるよう、人口規模に比して必要な配置数の目標を掲げ、計画的に育成・養成を行う。

(10) 全ての教育、医療、福祉、労働の関係者が発達障害に関する基本的な知識を有し、本人が障害について適切に理解できるよう支援がなされている。

<解説>

発達障害者支援法第二十三条において、「国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。」と明記されている。

発達障害者のライフステージに応じて、医療、保健、福祉、教育、労働の関係者が適切に支援を行うことができるように発達障害に関する基本的な知識を有していなければならない。

また、それぞれの地域において、発達障害者本人が発達障害についての障害特性や教育や福祉サービス、就労等の情報について適切に理解できるための支援体制が整備され、地域でより良く生活できるための支援がなされている。

---

(大城政之・藤井茂樹)